

**令和3年度
市町公衛協事務担当者会議**

**公衛協に関する学習会
デキスト**

**一般財団法人広島県環境保健協会
地域活動支援センター**

目 次

1. 公衛協の歴史	1
2. 地区衛生組織活動概論	23
3. 環境・健康募金、分担金の仕組み	40

1. 公衛協の歴史

公衆衛生推進協議会について

「2021公衆衛生推進手帖」 P 36～37参照

一般財団法人広島県環境保健協会について

「2021公衆衛生推進手帖」 P 42～43参照

県衛連から環保協への移り変わり

一般財団法人広島県環境保健協会（略称「環保協(かんほきょう)」）は、前身の社団法人広島県地区衛生組織連合会（略称「県衛連(けんえいれん)」）の創立から半世紀、主に公衛協の実践活動の支援を通じて、地域住民の健康づくりと住みよい環境づくりに貢献してきました。平成29年12月4日で創立60年を迎えました。次の表は、県衛連から環保協への移り変わりとその時代の公衛協活動を示したものです。

昭和20年代後半～	蚊とハエのいない郷土建設運動	行政と住民が協力しあい、くみ取り便所や畜舎などの発生源になる場所を改善するなど、大々的な県民運動に発展した。 これが、今日でいう「地区衛生組織活動」すなわち「公衛協活動」のはじまりである。
昭和32年	広島県地区衛生組織連合会（県衛連）創立	昭和32年12月4日、生活環境改善や栄養改善などを活発化させるため、県内の地区衛生組織の連合体として任意団体の県衛連を設立、全県的共同体制を確立した。
昭和34年	県内いっせいねずみ駆除運動	
昭和35年	健康感謝募金（地区衛生組織活動資金募集）開始	
昭和36年	A・B・C・Dコース研修のカリキュラム確立	昭和36年10月、広島県知事より公益法人の許可指名書が交付され、社団法人県衛連が誕生した。
	県衛連社団法人化へ	
昭和37年	寄生虫予防運動	
	ポリ製ごみ容器普及運動	
昭和38年	県内いっせいゴキブリ駆除運動	
	赤痢などの検便と手洗い運動	
昭和39年	子宮がん集団検診	
	歩け歩け運動	
平成6年	エコノート記帳運動	平成7年4月1日、公衆衛生の課題やコミュニティのあり方の変容、県衛連の経営力の低下による公衛協支援の弱体化などから、多様なニーズにも応えうる多機能型集団として環保協を設立した。
平成7年	県衛連発展的解散、環保協設立へ	■寄附行為第4条（目的） この法人は、広島県における環境保健に係るコミュニティの実践活動の支援及び科学的に裏づけられた技術の提供により、県民の健康づくり及び環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会環境づくりに貢献することを目的とする。
平成8年	みちクリーン運動	
平成9年	E Mによる生ごみ減量	
平成10年	A H C A（アクア）ノート記帳運動	
	ケナフの栽培と活用	
平成11年	ゴミコミュニティ活動	
平成12年	広島県地球温暖化防止活動推進センターの活動	
平成13年	重点メニュー「アドプトNETひろしま」	
	重点メニュー「脱煙道場」	
平成14年	重点メニュー「祭りのごみダイエット作戦」	
	公衆衛生推進手帖記帳運動	
	スクールキャラバン	
平成15年	「健康ひろしま21」学習活動	平成25年4月1日、非営利が徹底された一般財団法人広島県環境保健協会として再出発。以下の基本理念を掲げ、これまで同様、公益事業を行っていく。
	省エネトライアル（実践期間2週間、ガス・水道・電気が対象）	【基本理念】 みんなの生命（いのち）をまもりたい。 私たちは、健康づくりと住みよい環境づくりに取り組み、地域社会の発展に貢献します。
	公衛協合併対策フォーラムの開催	
平成16年	脱温暖化トライアル（実践期間1カ月、電気が対象）	
平成17年	重点メニュー「食のチェック事業“カルシウム編”」	
平成18年	リーダー養成ねらいに基礎・専門・合同研修を体系化	
平成19年	瀬戸内海の再生に向けた法整備に関する署名活動	
	重点メニュー「新・脱煙道場」（リニューアル）	
平成20年	行政とのパートナーシップ構築事業、地域活動支援基金活用事業	
平成21年	市町公衛協事務局活性化事業	
平成22年	重点メニュー「1万人のエコチェック事業」	
	重点メニュー「公衛協発ウォーキング事業」	
平成25年	一般財団法人へ移行	

公衛協の誕生

次頁以降に、公衛協が誕生した当時の様子を紹介します。この資料は、「環保協・県衛連45年史」（平成16年3月発行）から引用したものです。

第1章 前 史

第1節 戦前の地区衛生組織活動

明治のコレラで初の自主衛生組合

県衛生連は、昭和32（1957）年に設立されたが、その素地は昭和27、8年ごろから盛んになった「蚊とハエのいない郷土建設運動」にあった。

既に明治、大正、昭和の三代にわたって、衛生組合という組織が全国各地で活動していた。衛生組合は、正式には明治32（1899）年公布の伝染病予防法第32条（この条文は新憲法施行で削除された）により、全国の市町村に設立された。しかし、これより先、明治13年4月には、自主的に設置された衛生委員活動があった。特に明治20年前後からは、明確な意図と形態をもって自主的な組織が、各地で相次いで結成されている事実注目しなければならない。

この時代は、コレラが全国的に流行した。衛生の自治組織として「私立衛生会」、あるいは「衛生組合」が生まれたのはコレラに対処するためで

あった。この事実、日本の衛生組織やその活動の歴史を考えるうえで重要なことといえる。（伝染病予防法は新感染症法制定で廃止された。）

明治維新ののち日も浅かった当時、国民のほとんどには伝染病についての知識がなく、コレラへの恐怖と混乱は、いまでは想像できないほどの惨状を極めていた。

例えば、コレラが発生すると、患者の所持品はもちろん、一家の家財道具に至るまですべて消毒のため焼却処分されると誤認する人も多かった。このため、ひたすら病気を隠して医師の診察を拒み、加持祈禱や俗世間の民間療法で患者を死に至らせ、更に感染により一家を全滅させた例も少なくなかったという。また、商店などでは店員にコレラ患者が出ると、店主は被害を恐れて患者を即刻親元に帰したため、他の地方にまでコレラが広がっていったという事例も珍しくなかった。

こうした悲惨な社会情勢に対処するため、民間衛生事業の開発資金にと官内庁から御内帑金が出された。これを契機に自主的な衛生組合や私立衛生会が各地に誕生し、のちの衛生組合の先駆と

我が国における年次別コレラ患者数及び死者数（人）

年 次	患者数	死者数	年 次	患者数	死者数
明治10年 1887	13,816	8,027	明治40年 1907	3,632	1,702
12年 1879	162,637	105,786	43年 1910	2,849	1,656
15年 1882	51,631	33,784	大正1年 1912	2,614	1,763
19年 1886	155,923	108,405	5年 1916	10,371	7,482
23年 1890	46,019	35,227	9年 1920	4,969	3,417
28年 1895	55,144	10,154	昭和21年 1946	1,245	560
35年 1902	12,891	8,012	54年 1979	11	0

〔資料〕総合衛生公衆衛生学、第1冊、南江堂（1978）

なった。

当時の衛生組合を知る一事例として、東京下谷区衛生組合の場合をみてみよう。この衛生組合は、コレラの大流行を契機に下付された恩賜衛生資金300円をもとに明治19（1886）年4月に設立された。区の全世帯が会員で、会費は1世帯月5銭。衛生思想の向上、伝染病流行時の消毒、清潔方法の励行、付属衛生調査所（県衛連の衛生検査センターに類似した施設と推察される）の設置など、極めて積極的な民間活動を展開しており、大正11（1922）年に財団法人になっている。この種の自主的衛生組合は、予防医学技術の確立していない百年も昔に、しかも町内会などの自治組織もあるかないか不確かな時代に、熱心な先覚者を中心に衛生教育や伝染病予防の面で行政への協力実践をしていたことは、今から思えば驚異に値する社会事業といえよう。（注：『公衆衛生と組織活動』橋本正己著、誠信書房P76）

衛生組合を伝染病予防法に組み入れる

明治30（1897）年4月に伝染病予防法が公布され、衛生組合は伝染病予防に対する協力組織として、法的根拠の下に設立されることになった。同法第23条は「地方長官ハ衛生組合ヲ設ケ清潔方法ソノ他伝染病ノ予防救治ニ関シ規約ヲ定メ之ヲ履行セシムルコトヲ得」と定め、更に同第24条では、この支出経費について補助するとしている。組合

活動の範囲は伝染病患者の早期発見、市町村長の行う消毒の補助、患者の隔離と送院の手伝いなど、狭い意味の伝染病予防に限定されていたようである。また、地区住民によって組織されるため、法令による事務の処理などはなかったが、現場の問題処理を円滑に処理することに大きなねらいがあったようである。

衛生組合は、明治末期から大正にかけて全国的に普及したようで、当時の「大日本私立衛生会雑誌」などには、優良な衛生組合の活動状況がよく紹介されている。これらの組合は衛生教育や疾病予防への協力、清潔清掃の励行、保健施設の運営など多角的に積極的な活動を展開しており、例外なく熱心で良質の指導者がその中心になっている。しかし不活発で有名無実の組合もあり、衛生以外の目的に利用されたものもあつたりして、心ある人たちにとって大きな悩みになっていた。

大正から昭和初頭にかけての新しい傾向として注目されるのは、衛生組合の区域が市町村合区というより「字」や「小字」といった小規模のものが多く、これらを数組合連合した新組織が出現していることである。このころの組合活動は単に伝染病予防にとどまらず、公衆衛生の全分野に及んでいた。例えば衛生思想の普及宣伝、春秋2季の家屋の清潔方法の督励、飲料水の改善、蠅の駆除、腸チフスの予防接種や種痘の督励、市街地の散水などがあげられる。



国立公衆衛生院行政学部長
橋本正己先生

橋本正己（当時、国立公衆衛生院行政学部長）先生は、県衛連設立前後ごろ広島に来て「コミュニティーオーガニゼーション」の理論と実際について直接ご指導を頂き、自著「公衆衛生と組織活動」（誠信書房）の中でも、補助金政策をとらない広島県の進め方として、特徴をつけた紹介をされた。

昭和4～5年から7～8年ころにかけて衛生組合のあり方の論議が活発化し、「衛生組合法」制定運動も盛んになるなど、一つの転機を迎えた。昭和5、6年にかけては、議員提案や政府提案の形で法案が2回も帝国議会で提出されたが、結局まとまらず、貴族院で審議未了に終わっている。

ポツダム政令で衛生組合を廃止

昭和15（1940）年9月、戦争の激化に伴い内務省訓令で町内会、部落会が全国的に公的組織として整備強化された。衛生組合や納税組合などの各種の地域団体が町内会、部落会へ吸収統合され、そのまま終戦を迎えたのである。

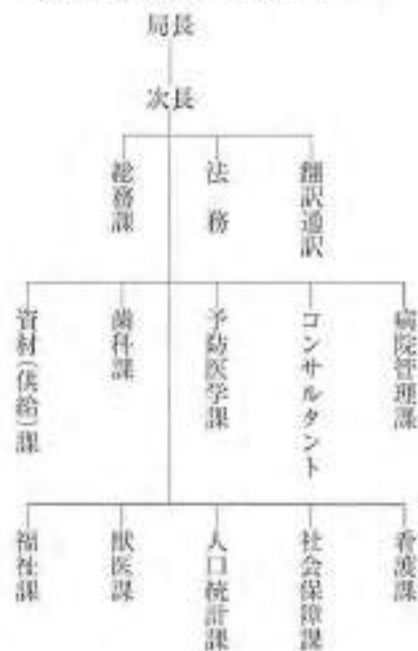
昭和22（1947）年5月3日、いわゆるポツダム政令は、町内会、部落会の廃止を命令した。伝染病予防法も同時に改正され、衛生組合に関する規定は削除された。ここに明治30年以来、50余年にわたって長い活動が続けた衛生組合の歴史は終わりを告げた。

しかし、衛生組合が抱えていた問題が解消したわけではない。GHQ（連合国軍総司令部）が衛生組合の廃止を指示した際に指摘した「新しい民主主義の理念に反する事実」は、否定できなかったが、多くの功績もあり、後世の者が学ぶべき点があったことも見逃してはならない。

特に衛生組合が衛生行政の全分野で行政当局の施策に呼応して、住民にその施策を浸透させ、住

民の保健衛生を向上させたこと、更には衛生思想を普及させることに貢献した功績は高く評価されてよい。なかでも、コレラなど伝染病の流行時に、衛生当局と地域住民の橋渡し役として各地でめざましい活動をしたことは特筆されるべきである。これらは講和条約後の「蚊とハエのいない郷土建設運動」へと引き継がれた。衛生組合が廃止になったからといっても、体制こそ違え長年のよき伝統的精神は、そう簡単に消失するものでないことが証明されたといえる。こうした観点からも、衛生組合の足跡をたどることは、今後の予防医学事業を伸ばすうえで学ぶことが多い。

公衆衛生福祉局の構成（1946. 6）



(1950. 1)

GHQ 組織図（1946. 8）



第2節 戦後の地区衛生組織活動

GHQ 命令で鼠族昆虫駆除事業開始

終戦により連合軍の日本進駐と同時に鼠族、昆虫駆除事業を行政部門で実施するよう指示があった。いうまでもなく伝染病予防が目的である。日本の衛生行政にはこれまで衛生害虫を直接駆除する体制はなく、戦後の新しい衛生行政として戸惑いつつも施策への取組みが始まった。

その内容は、昭和26（1951）年6月に適用になった伝染病予防法施行令の内容とほぼ同じである。

すなわち、①県は政令市以外、広島県では広島市と呉市以外の地域で鼠族、昆虫駆除を実施すること（広島市、呉市は保健所法による政令市のため市の直営で駆除業務を行った。）

②人口1万3,000人以上の市町村は、1万3,000人ごとに衛生班を設けて鼠族、昆虫駆除を実施すること。

③この事業に必要な職員の配備と器具類の整備のため、広島市は当時40名前後の吏員と100名を超える補助衛生監視員を雇ってこの事業を進めた。最初は呉市にあった進駐軍中国軍政部のマクラーレン氏が県庁を訪れ、関係職員を直接指導した。

鼠、蚊、ハエ、シラミなど伝染病を媒介する昆

虫の習性、生態から、理論的駆除方法、DDTなどの薬剤知識、器具類の使用方法まで、更に研修内容は多岐にわたった。

「蚊とハエの駆除」は、まず最初に米軍機による DDT 空中散布から始まり、続いて衛生班による米軍放出の DDT を使い、発生源に向けて徹底した散布を行った。

学童や海外引揚者らを主対象にした「シラミ駆除」も頻繁に行われた。「鼠駆除」は黄燐製剤やアンツなどの毒餌による集団駆除で徹底を期した。

これらに要した費用の一部は、伝染病予防法によって国庫補助金からも支出されたが、県費の負担額も大きく、財政当局はいつも「支出額が多すぎる」と出し渋った。しかし、こうした駆除活動は、著しい予防効果をあげた。

特に DDT の効果は、それまで日本人の誰もが経験したことのないほど強力だった。市街地の衛生害虫は短期間のうちに減少し、その威力は人々の目を見張らせるものがあった。それでも完全駆除には至らず、一時期を過ぎると、害虫は再び大量に発生した。衛生班は、蚊やハエの発生しない秋から冬に至る期間を含め、絶えず駆除活動を繰り返す必要があり、進駐軍がいる期間中、反復継続させられた。

こうして始まった「鼠族昆虫駆除事業」は、戦後最悪の環境条件にあったにもかかわらず伝染病



米空軍による DDT 散布が市町村衛生班の手動散布に移り、その後に住民自治の蚊とハエ駆除運動がたち上がった。

の流行を最小限に食い止めたのは事実であり、この点は大きく貢献したといえる。

しかし、その裏には莫大な公費負担があり、昭和24（1949）年広島県が購入した薬剤費は、当時の金額で2,500万円に達した。鼠族昆虫駆除費は諸経費を含め2,850万円という多額になり、ただでさえ戦後疲弊の極みにあった県財政をひどく圧迫させた。こうした状況は各市町村とも大同小異であった。

昭和24年、アメリカからドッジ公使が来日、経済安定9原則の実施（1924年ドッジライン）や、シャープ税制改革勧告があり、25、26年から講和条約締結の機運が高まると同時に進駐軍の引き揚げも行われ、県は大幅な機構改革を断行して、占領軍行政からの脱皮を図った。それまで補助金政策で成り立っていた「鼠族昆虫駆除事業」は、こうしたさまざまな環境変化を受け、補助金は平衡交付税に切り替わった。

このため、予算も職員定数も大幅に削減されることとなった。しかし、赤痢、腸チフスといった消化器系伝染病は後を絶たず、媒介源となる鼠、衛生害虫は至るところに跳梁するという問題を抱えながら、人的、物的両面の厳しい制約を受け、担当者はこうした状況下にどう対処したらいいのか大いに悩むという実状にあった。

蚊と蟻のいない郷土建設運動

困ったあげくに考えついたことは、住民に実状を訴え、行政と住民が協力しあって「蚊とハエのいない郷土建設運動」を起こし、大々的な県民運動に発展させようということであった。昭和26（1951）年11月、各保健所管内にモデル地区を1地区ずつ設け、県と保健所の総力をあげて住民組織活動の育成を試みるようになった。

まず、10世帯程度を単位とする地区組織を設け、講習会と座談会を昼夜を問わず繰り返して開催し、駆除の必要性、考え方や方法を徹底的に手ほどきして回り、すべての住民に理解を求めた。次いでモデル地区市町村の衛生主任者会を結成して、特別研修会を何回となく開き、相互の連携を密にした。また、保健所の指導力の充実強化も図られた。他方では報道機関の協力もお願いし、地域住民の奮闘ぶりを紹介してもらうなど大キャンペーンが始まった。

関係者のこうした努力が実を結び始めたのは、昭和27年の夏ごろだった。モデル7地区で予想以上の成果が上がった。薬剤散布を中心とした進駐軍時代の駆除方法は金がかかりすぎるので、これを改め、蚊やハエの発生源をシラミつぶしにする環境整備作戦に重点を向けた。例えば、くみ取り便所、畜舎、堆肥舎など発生源になる場所の改善整備、汚水溜、排水路、竹やぶの切株、墓地の花立てなどにも改善の手を伸ばした。運動の進め方

「人間の健康は環境にかかっている。環境を改善すれば、健康もよくなる。環境を悪くすれば、健康も悪くなる。環境を改善するためには、人間の健康と環境の関係を理解し、環境を改善するための行動が必要である。環境を改善するためには、人間の健康と環境の関係を理解し、環境を改善するための行動が必要である。環境を改善するためには、人間の健康と環境の関係を理解し、環境を改善するための行動が必要である。」

「人間の健康は環境にかかっている。環境を改善すれば、健康もよくなる。環境を悪くすれば、健康も悪くなる。環境を改善するためには、人間の健康と環境の関係を理解し、環境を改善するための行動が必要である。環境を改善するためには、人間の健康と環境の関係を理解し、環境を改善するための行動が必要である。環境を改善するためには、人間の健康と環境の関係を理解し、環境を改善するための行動が必要である。」

「人間の健康は環境にかかっている。環境を改善すれば、健康もよくなる。環境を悪くすれば、健康も悪くなる。環境を改善するためには、人間の健康と環境の関係を理解し、環境を改善するための行動が必要である。環境を改善するためには、人間の健康と環境の関係を理解し、環境を改善するための行動が必要である。環境を改善するためには、人間の健康と環境の関係を理解し、環境を改善するための行動が必要である。」

広島県の決算書にみる環境衛生費の推移（単位：円）

年度	一般会計 歳出決算額	(款) 保健衛生費 決算額	(項) 環境衛生費 決算額	(目) 環境衛生改善 指導費決算額
		決算額	決算額	指導費決算額
24	5,208,403,702	121,916,443	61,180,843	28,472,862
25	6,843,605,364	165,455,783	14,897,625	14,053,829
26	9,422,430,142	236,169,655	8,635,734	8,063,868
27	12,521,758,920	266,798,918	10,458,749	9,189,440

昭和24年度の(項)伝染病予防費、(目)鼠族昆虫駆除費
昭和25年度の(項)環境衛生費、(目)ねずみ及び衛生害虫駆除費
「県費の中で、薬剤購入費突出で問題化」

ジョセフ・ドッジの財政論記事（昭和62年10月25日日本経済新聞より）

も家庭の単独活動でなく、近隣の住民みんなが事前に何回も会合して、経費が少なく、効果の大きい方法を徹底的に話し合うという、地域ぐるみ活動の方法をとった。

昭和27年秋までに大きな成果を上げたモデル7地区は次のとおりである。

◇呉市長浜町◇三原市須波西町◇豊田郡南生口村（現瀬戸田町）◇芦品郡有馬村（現福山市）◇神石郡来見村（現三和町）◇比婆郡山内西村（現庄原市）◇双三郡川地村（現三次市）。

中国新聞のキャンペーンが契機となって、他の報道機関も競って成功モデル地区のルポが行われた。期せずしてさながら報道合戦の様相を呈し、蚊とハエの駆除運動は大きな反響を呼び、一躍、県内外でも有名な住民運動になった。1年前に人員削減や乏しい予算で、寂しい話の連続だったことが、うそのようであった。

こうした貴重な体験を基盤にすえ、第2期（昭和27年9月～28年8月）、第3期（昭和28年9月～29年8月）の計画が立てられ、いずれも着実な進展がみられた。その結果、29年末には県下町村の70%、県人口の50%に当たる地区で本格的に熱のこもった住民運動が展開された。広島県は昭和29年9月に実施した全県調査で、この運動の成果を次のようにまとめている。

環境衛生上の効果

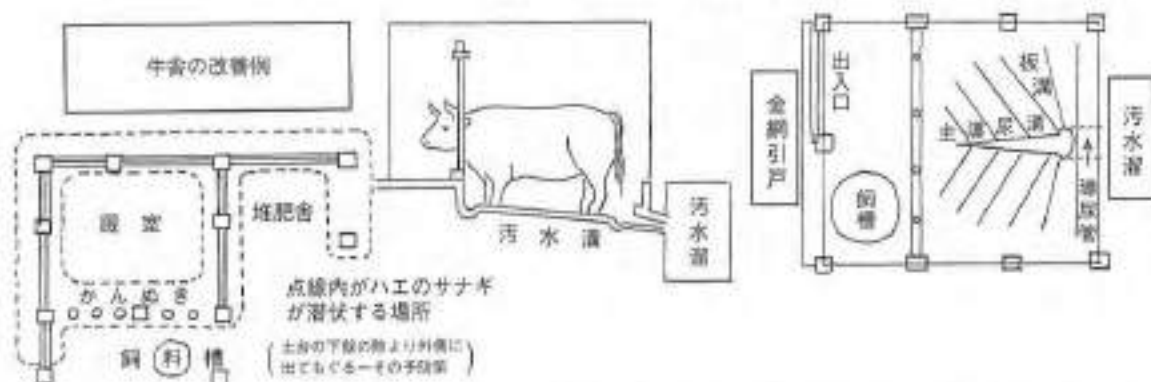
この運動に参加した町村は、越冬昆虫の駆除、発生源や物理的対策、衛生施設の改善、薬剤による幼虫駆除、清掃美化運動などを熱心に実施した結果、蚊やハエの駆除は、参加地区の約20%でほぼ完全に成功し、約50%が相当の成果を取めたため、日常生活が快適になり、また、ブユの駆除地帯では、田植え、田の草取りなどに防具を使用する必要がなくなり、作業能率が向上した。この他発生源の除去と関連して、生活の周辺を清潔にする考えが徹底したため、村や町が少しずつきれいになった。

疾病予防上の効果

県下の各地で消化器系伝染病を媒介するハエが少なくなった。蚊も衛生上支障のない程度にまで駆除されたほか、家屋の内外の清掃が行き届くようになった。便所も衛生的に管理され、衛生思想は全般的に向上した。

このため、昭和28（1953）年の伝染病発生者数は、次頁の表のように運動に参加しなかった地区と比べると著しい減少を示しており、特に赤痢、疫痢の減少が目立った。また、蚊やハエの発生が減ったことにより、夏における幼児の昼寝も容易になり、老人の日常生活も非常に楽になった。伝染病予防接種率も向上し、ほぼ100%に達した。また、これら疾病の減少に伴って、医療費も大幅

蚊とハエ駆除運動での発生源対策—農家の努力事例—



『生活改善で物理的に衛生害虫駆除—DDT 依存を脱却』

表 駆除活動実施地域と未実施地域の伝染病発生状況比較（広島県）

区 分	病 名	赤 痢	疫 痢	チフス	パラチフス	日本脳炎	計
患 者 発生数 (人)	実施地域	59	28	2	2	2	93
	未実施地域	617	413	79	17	31	1157
人 口 10万対 発生率 (%)	実施地域	15.2	7.2	0.5	0.5	0	23.4
	未実施地域	96.5	24.6	4.7	1	1	127.8

注 (1)調査期間：昭和28年1月1日より昭和28年11月末日

(2)対象人口：実施地域386,606人；未実施地域1,674,283人

合計 2,060,889人

に軽減されることになった。

家畜に及ぼした効果

蚊の発生が著しく減少したことで、家畜の発育が非常によくなるという思われぬ効果があった。畜産共進会での和牛の入賞率が運動実施前は33%であったものが、昭和28年度には60%にまで上昇した。乳牛の搾乳量も実施前に比べて著しく増加した。また、アカイエカが完全に駆除されたことは鶏の飼育にも好影響を及ぼした。特に鶏卵のもっとも高値となる夏期の産卵率が向上し、飼育農家の経済面に大きく寄与した。

精神面に及ぼした効果

各地区で生活する住民の精神面に及ぼした効果

も無視できない。2点を指摘しておこう。

- ① 責任感と融和の精神が醸成された：この運動により当初予期しなかった最も大きな効果は、地区住民の相互融和と協力精神が生まれたことである。施設の改善については個人の力だけでは難しい場合があり、総合的な効果を上げるためには、1人の落伍も許されないと的心構えで、相互援助でこれを完成した例があった。また、他人に迷惑をかけまいとする気持ちが、強い責任感となり、協同作業により必然的に融和精神を醸成する結果となった。
- ② 日常生活の合理化の動機となった：自らの力で従来の因習を破り、日常生活を科学的に再建し、自らその効果を体験した地区民には、期せずして更に広汎な生活改善への動きが現れた。



畜舎内に越冬した害虫の駆除（昭和29年松永市）



防蚊、防ハエ用網戸を設置した診療所（昭和33年松永市）

これは優秀地区組織のその後の動きから見ても明らかである。主なものを分類すると次のとおりである。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 総合的生活改善に進んだもの | 62% |
| (2) 台所改善に進んだもの | 17% |
| (3) 畜舎の本格的改善に進んだもの | 8% |
| (4) 寄生虫駆除と予防に乗り出したもの | 7% |
| (5) 農業協同生産運動に進んだもの | 2% |
| (6) その他の実生活の合理化推進 | 4% |

折から地区組織による「蚊とハエ駆除運動」は、広島県だけではなく北海道、宮城、新潟、長野、大阪、長崎、その他多数の府県や市で活発化した。その大半は、伝染病予防費その他による補助金で促進策がとられたが、広島県は補助金政策をとらなかった。

地域住民の自覚で組織づくりをし、コミュニティ活動という自助努力で、運動を伸ばすことに重点を置いた。厚生省からもこうした特色ある指導と成果が高く評価され、昭和29年に第6回保健文化賞が授与された。

広島県公衆衛生推進要項制定への発展

大きな成果を取めた「蚊とハエのいない郷土建設運動」は、多数の地区活動リーダーや地区組織を生み出した。これらの組織は単に衛生害虫駆除活動にとどまることなく、広範囲の保健衛生に目を向けたり、生活改善運動に進むなど多様化する

傾向を見せるようになった。

公衆衛生学者である英国のウィンスローは「公衆衛生とは、地域社会の組織的な努力を通じて、疾病を予防し、生命を延長し、肉体的、精神的健康と効率を増進する科学であり、技術である」と定義づけている。広島県下の運動関係者も早くから「地域社会の組織的努力」を重視し、害虫駆除運動でウィンスローの定義を体験学習したといえる。

こうした熱心なリーダー層からは、県に対して、熱心なリーダーを組織化し、地域の衛生運動が持続するしくみや制度を作ってほしいという要望があった。県もこうした善良で素朴な体験者の声は、大いに聞き大事に育てるべきと考えた。また、広島県の公衆衛生を民主的に、着実に発展させるには害虫駆除運動で盛り上がった地区組織を基盤に、
妥当性の高い制度が必要と考えるようになっていた。衛生部内で検討を重ねた結果、生まれたのが次の「広島県公衆衛生推進要項」である。

広島県公衆衛生推進要項

(広島県例規 昭和31(1956)年4月施行)

1. 目的

この要項は、公衆衛生に関して一般県民の自主的組織活動を助長することにより、県および市町村衛生行政と相まって、公衆衛生の普及向上及び増進を図ろうとするものである。

2. 方法



「蚊とハエ駆除運動で平均的農家の清潔整頓改善は急速に進んだ」



整理、整頓で清潔化した農家の納屋先

委員の人選について：単に地域の有力者とか、公職にあるとかの理由で選ぶのではなく、真に要項の選定条件を備える者で、地区組織の代表者であることが望ましい。

人員について：市にあっては町、町村にあっては集落常会単位に1名とする。

市町村段階公衛協について：市町村ごとに1組織を結成し、主な活動内容は地区衛生組織活動を進めるうえで生じる困難な課題を検討し、適切な助言、指導、支援をし、不活発地域や未組織地域へ働きかけをする。

保健所段階公衛協について：要項には保健所地区については特に触れていないが、この通達で結成を指示している。理由は、市町村段階公衛協をはじめ、第一級地区組織の生の声に精通していないと機敏な対応がとれない。また、事業によっては市町村が個別に行うよりも保健所段階で一括的に行うのが効率的なものもあり、保健所機能を発揮するうえでも、連携強化を図るうえでも有利であること等を挙げている。

構成について：保健所、市町村、公衛協代表の三者構成をモデルとする。

運営について：保健所は単に一係に任せ放しにすることを厳に戒め、所内各課、各係が常によく連絡し、公衛協が最大級の効果をもたらすように、全力を挙げて指導に当たること。

経費について：保健所段階公衛協、市町村段階

公衛協のいずれに対しても、県は予算上何らかの補助措置をしない。必要経費は関係者らの独自の工夫を望む。ただし、保健所段階公衛協は当分の間、保健所法により設置された「保健所運営協議会」を適切に運営することは認める。例えば、運営協議会の委員と公衛協の委員を兼務し、会議を同日に開きその経費を運営協議会費で支弁する等である。

昭和32（1957）年5月、県衛生部長から各保健所長あてに発せられた「公衛協設置について」の通知文に要旨次のことがある。「広島県公衆衛生推進要項」を制定以来1年が経過し、第一段階の公衆衛生推進委員の知事委嘱行為は一段落したので、本年度は公衆衛生推進協議会の結成を促し、委員と組織の活動が効果的になるよう望みたい。特に保健所地区公衛協は、要項に定めがなくても設置を望む」とあり、更に「広島県公衆衛生推進協議会連合会の設置について」の項目をあげ、保健所段階の組織結成状況をみて県段階組織の結成を考慮中であることを明示している。

こうした経緯からみても、県衛生部が地区衛生組織の育成とその活動にいかに熱心であり、期待をかけていたかがわかる。厚生省も広島県方式が全国に波及することを望み、昭和28（1953）年9月、宮島町の千畳間を会場に全国環境衛生担当者研修会を開き、運動の進め方として広島県方式を紹介した。このため広島方式は全国から注目され



安芸の宮島厳島神社前の海岸清掃
（公衛協を核にした全町活動）



ここで厚生省主催の全国蚊とハエ駆除運動会議が開かれ広島方式を
発表実地見学もあった（昭和28（1953）年9月）

ることになるとともに、地区組織活動方式が急速に広まった。

昭和30(1955)年6月には、厚生省は3年計画で「蚊とハエのいない生活実践運動」の全国的浸透を図ることを閣議に上程し、決定をみた。3年間さまざまな啓蒙普及努力が行われた結果、全国で実践組織が3万2,000地区にでき、人口で3,000万人をカバーする地区に発展したと、当時の厚生省環境衛生課の宮田一技官が報告書に記している。宮田技官は全国運動3年の成果として、衛生害虫の減少、伝染病の減少、乳児死亡率の改善、消化器疾患受診率の改善、畜産生産性の向上、総合的な生活改善への発展等を挙げている。

ただ、今後の課題として次のような点を指摘していることは見逃せない。

地域住民の自主的活動にも限界点が見られ始めた。例えば、都市では市政との関連、ごみ収集と処理、し尿処理、下水道整備、湿地対策、衛生班活動との関連、農村と都市を結んだ衛生対策の必要性など、住民組織の能力の限界を超える課題もあり、住民組織そのものにも次のような問題が見られた。

- (1) 技術面の掘り下げ不足
- (2) 組織統制の弱さ
- (3) 関係機関との連携性の難しさ
- (4) 運動の中だるみ現象(継続性の困難さ)
- (5) 後継リーダーの不足

(6) 組織の自然崩壊など。

人口3,000万人の地区をカバーしたといっても、全国の3分の1に過ぎず、その意味でこの運動は32年にしてやっと入口に立ったとみるべきであり、施設整備の国庫補助金の増額など継続性のある国の施策の必要性は大きいので、前国会から継続審議中の「地区衛生組織の育成に関する法律案」の行方とも歩調を合わせ、今後一層の努力が必要と訴えている。いずれにしても、広島県で始まった地区衛生組織活動が評価され、全国運動に発展したことは誇るべきことであり、広島県の住民運動を更に奮起させるのに大きく役立った。

全国環境衛生大会と全衛連の誕生に発展

「蚊とハエのいない生活実践運動」が3年目に入った昭和32(1957)年4月、東京サンケイホールで日本環境衛生協会主催、厚生省、東京都後援による初の環境衛生と地区組織の大祭典ともいえるべき第1回全国環境衛生大会が盛大に開かれた。全国各地から2,300人にのぼる官、公、民の代表者が参集した。

第1部では「蚊とハエのいない生活実践運動」の功労者59名に厚生大臣表彰、衆参両院議長、首相、文部、建設、各大臣ら政府要人の祝辞、第2部では広島県、千葉県、長崎県の各知事が先進地としての活動を報告、中村孝也文庫の講演があった。第3部では北海道代表の竹内武夫を議長に選



第1回全国環境衛生大会(昭和32(1957)年4月東京サンケイホール)
(大原博夫広島県知事が県内活動報告)

第1回全国環境衛生大会

- | | |
|--------|--|
| 会 期 | 昭和32年4月24日、25日 |
| 会 場 | 東京都千代田区大手町産経会館ホール(第1日)
東京都千代田区霞ヶ関3-4霞山会館(第2日) |
| 主 催 | 財団法人日本環境衛生協会 |
| 後 援 | 厚生省 東京都 |
| 主なる参加者 | 地区衛生組織の代表者及びその他関係者 |
| 1 開会式 | 開会のことば、式辞、感謝状贈呈、祝辞 |
| 2 講 演 | 地域組織活動の現状報告
広島県知事 大原 博夫
千葉県知事 柴田 等
長崎県知事 西岡 竹次郎 |
| 3 協 議 | |

出し、北海道連提案の「地区衛生組織育成の法制化」、東京都伝染病予防委員会提案の「環境衛生施設等に対する国庫補助金の増額」新潟県住みよい郷土建設協会提案の「地区衛生組織の都道府県単位連合会および全国連合会の結成」を一括上程し、いずれも満場一致で採択された。第4部では、歌と舞踊に入り、「蚊とハエのいない生活を讃える歌」で、詩人草野心平作詞、石井欽作曲のものを、「歌のおばさん」で有名な安西愛子の歌唱指導で参加者全員が大合唱した。石井演舞踊団がこの歌に合わせた華麗な舞踊を舞台一面に展開、第1回全国環境衛生大会は極めて盛会のうちに幕を閉じた。

その翌日（4月25日）全国有志150名が虎の門霞山会館に集合して、地区組織法制化の問題、補助金増額の問題、全国連合会結成の問題について協議会を開いた。特に「地区衛生組織育成法（仮称）の必要性」については、北海道衛連の竹内武夫らにより、以前から情熱的推進方策が構えられており、32年3月国会内に「蚊とハエのいない地域社会の組織育成に関する特別委員会（加藤敏五郎委員長）」を設置し、法制化促進を図っている。昭和32年秋の国会には、議員提案するよう努力することが確認された。この問題は「環境衛生施設に対する国庫補助の増額」と合わせ、民間組織の力を結集して、政府と国会要路に陳情を重ね、実現を図ることにした。全国連合会の結成について

は、全国地区衛生組織連合会（略称「全衛連」）の設立を決め、初代会長には北海道衛生連の竹内武夫会長を選出し、広島県は広島市衛生緑連の澤崎会長が理事に選ばれた。

この大会で広島県の大原博夫知事は「蚊とハエのいない郷土建設運動の経過」と題し講演を行い、満場の共感を得た。（資料編参照）

当時の府県単位連合会結成状況は、次のようであった。（数字は結成年月を示す）

- 29. 8. 北海道衛生自治団体連合会
- 29. 9. 大阪府衛生婦人奉仕会
- 30. 9. 兵庫県蚊とハエのいない生活推進協議会
- 32. 3. 新潟県住みよい郷土建設協会
- 32. 9. 山口県環境衛生推進協議会
- 32. 10. 宮城県公衆衛生組合連合会
- 32. 10. 茨城県公衆衛生協議会
- 32. 12. 広島県地区衛生組織連合会
- 33. 5. 長野県衛生組合連合会
- 33. 7. 岡山県環境衛生協議会
- 33. 8. 富山県環境衛生協議会
- 33. 11. 鹿児島県衛生自治団体連合会
- 34. 4. 埼玉県地区衛生組織連合会 など。

* 昭和32年12月4日、保健所公衛協代表者ら20余人のほか、県から大原博夫知事、斉藤俊保衛生部長、熊沢俊彦公衆衛生課長ほか、各課長、各報道機関関係者らが参集し、任意団体の県衛連を設立した。

昭和36年10月：社団法人県衛連発足
平成7年4月1日：財団法人広島県環境保健協会発足
平成25年4月1日：一般財団法人広島県環境保健協会発足



「蚊とハエのいない生活」のドーナツ型レコード盤



「蚊とハエのいない生活レコード盤」の歌詞面

健康感謝募金（現 環境・健康募金）のはじまり

た。しかし、この間さまざまな行事を通じ連携の大切さを学ぶことができ、県衛連のその後の運動の進め方に少なからず影響を与えた。

県協議会の主な事業実績をあげると次のとおり。

県保健福祉協議会の主な事業実績

▽保健福祉組織活動推進地区指定（モデル地区）

昭和34年 広島市尾長地区、同福島地区、尾道市山波地区、庄原市本町

昭和35年 松本市島西町川尻

昭和36年 坂町

昭和37年 吉舎町、黒瀬町、新市町第十地区

昭和38年 五日市町観音地区、沼隈町

昭和39年 高陽町口田地区、豊松村

昭和40年 三原市糸崎町駅西地区、木工町、吉田町

昭和41年 福山市引野地区、安芸町

昭和42年 呉市警固屋地区、加茂町

昭和43年 広島市牛田、府中市下川辺、豊栄町

昭和44年 高宮町、豊浜村

昭和45年 尾道市浦崎、五日市町石内地区

昭和46年 熊野村、福山市藤江、甲山町宇津戸

昭和47年 三原市中之町、広島市安佐町小河内地区

昭和48年 三次市三次地区、因島市東生口地区

昭和49年 矢野町、五日市町石内、府中市目崎地区

（指定期間はいずれも3か年で、1年目は5万円、2・3年目は8万円の補助金が交付された。）

▽指定地区に対しては、県衛連をはじめ、県、保健所、社会福祉事務所、あるいは農業改良普及所関係者の指導協力もあった。

▽昭和34年には、県衛連、県社協共同によるブロック別研修会を開催し、全社協の部長などを招

き活動事例を中心に進め方を学んだ。

▽県衛連は、昭和35年2月の県公衆衛生大会を「県保健福祉大会」と改称して開催した。

▽35年に「地図でみる保健と福祉の問題」と題し、既存の衛生統計資料を使って、生活一般、あるいは児童等を主対象にした「問題地図」を作成し、地域ニーズの発見、共同保健福祉計画への発展、実践活動の動機づけなどに活用されるようにした。

健康感謝の日と感謝募金運動起こす

昭和35（1960）年2月に開かれた第2回の県公衆衛生大会（朝日会館開催）（参加者約2,000人）で「健康感謝の日と健康感謝募金運動」の実施が決議された。その直後の役員会、代議員会で次の実施要綱を定め、県に対しても共催依頼を行い承諾を得たので、全県民運動として大々的に展開することになった。

この運動を思い立った経緯は、以前から活発化していた「蚊とハエのいない生活運動」時代の地区組織活動が多様化し、新しい取り組みへのバックボーンが求められていることに気づいたことに始まる。社会がどんなに変わっても、公衆衛生は必要であり、その発展には住民の組織活動が欠かせない。そのためには運動の継続と、発展を支える思想、理念、あるいは哲学が必要になったのである。

議論を重ねた結果「健康感謝の日設定要綱」と



健康感謝募金

住所	
郵便番号	
寄附金額	円

健康感謝の日

どの家も、どの地区も、みんなが健康で、心から健康を喜びあひましよう

一口三十円以上、税引でも結構です

健康は、自分の努力と周囲の恵みに支えられ、その恵みを享受する権利である。健康は、生活の基盤であり、健康な生活は、豊かな生活の基盤である。健康は、心から健康を喜びあひましよう。健康は、心から健康を喜びあひましよう。健康は、心から健康を喜びあひましよう。

昭和35（1960）年4月から毎年4月7日を健康感謝の日と定める
所定の募金袋で活動資金協力をお願いし健康と環境の地域活動を活発にした

「地区衛生組織活動資金募集要綱」ができあがった。公衛協の役員には、生活信条や信仰心のある人が多く、若い者にはとても思いつかない発想が多く飛び出し、これらの意見に整合性を加えているうちにまとまったのが、次の要綱である。

「健康感謝の日」設定要綱

▽趣旨—私たちが幸福で明るい生活を送るには、健康が必要である。健康は万民共通の願望であり、その重要性を自覚するためには、社会人全員の意識の高揚を図らねばならない。また、自らが健康に暮らせるのは自助努力もあるが、社会や環境の恩恵に与ることも大きい。そのことに対し感謝の気持ちを表す運動は、健康づくりを目的とする地区衛生組織活動の振興に大きく貢献する。そのために「健康感謝の日」を設ける。

▽健康感謝の日—世界保健デーである4月7日を「健康感謝の日」とする。この日を中心に前後1週間を県民運動期間とする。

▽主な運動行事—

- ① 4月1日から15日間に「健康感謝の日」の趣旨を普及するため、できる限りの広報行事を計画する。
- ② 健康の保持増進や地域の環境衛生向上に関する具体的な行事を考え地区ぐるみで実行する。
- ③ 地域の全住民が参加できる記念行事を市町村ごとに計画する。

- ④ 県衛連は別に定める「地区衛生組織活動資金募集要綱」(別称「感謝募金」)により、全県下で募金活動を行い、これを資金にして地区組織活動の振興を図り、健康で明るく豊かな広島県建設に寄与する。

▽広報活動—

- ① 各報道機関の協力をお願いして運動の趣旨をPRする。
- ② 回覧板、リーフレット、ポスター等を制作し、趣旨を広める。
- ③ 健康感謝の日記念スタンプを製作、県庁、保健所、市町村、その他で購入してもらい、発送文書に押捺してPR協力を願う。
- ④ 市町村広報紙へ健康感謝の日の趣旨や行事の掲載協力をお願いする、など。

▽運動の進め方—

- ① 県衛生部と県衛連でブロック別に運動展開の協議会を開催し、保健所、市町村、同公衛協の中核幹部の参加を得て進め方の研究協議をする。
- ② 保健所、市町村、同公衛協は、これを受けて協議会を招集し行動計画を協議する。
- ③ 第一線地区組織では推進委員を中心に、運動の進め方を協議し実践活動を展開する。
- ④ 具体的実践例としては、医師会の協力による無料健康相談、血圧測定、保健所での検便、検尿、育児相談、食生活改善相談、地区組織による寄生虫一斉駆除、町内一斉清掃、寝具類の一

「健康感謝の日」のイベント
「健康感謝の日」のイベントとして、市町村で様々な行事が行われる。例えば、市町村の公衆衛生委員会は、この日を機に、市民の健康意識を高めるための活動を行う。また、市町村の保健所では、健康相談や検便などのサービスを提供する。さらに、市町村の学校では、健康講座や運動会などのイベントを開催する。これらの活動を通じて、市民の健康意識を高め、健康な生活を送ることを目指す。

看護婦さんら行進



健康感謝の日のパレード

昭和39(1964)年5月8日山陽新聞の記事

齊日光消毒、井戸水検査、入院患者の慰問などがあげられた。

地区衛生組織活動資金募集要綱

(健康感謝募金)

▽趣旨—人は誰でも住み心地の良い環境で、健康生活を営みたい願望がある。その実現を図るには、自助努力と、それを高める地区組織活動が不可欠である。

そこで「健康感謝の日」制定を記念し、報恩感謝の表現としてこの募金を行い、これを資金に県内の地区衛生組織活動の振興を図り、健康で住みよい地域づくりに寄与する。

▽募金目標—一口を10円とし、目標総額を500万円とする。(昭和35・36年は10円としたが、昭和37年に20円に改められ、現在は50円～100円で実施中のところも多い)。

募金期間—毎年4月の1か月間を原則とする。地区の事情によっては変更することもある。

▽募金の奉仕活動—率先して保健衛生活動に尽力しようとする奉仕者(公衆衛生推進委員その他の地区リーダー)の組織活動によって推進する。

▽募金の機関—

① この募金を円滑に公正に実施する目的で、募金委員会を設置し募金に関する一切の業務を処理する。

② 募金委員会は、広く各地域の代表者を中心と

して構成された運動実施機関で、主導的立場と責任をもってこの運動の展開に当たる。

③ 募金に関して必要な事項は募金委員会が定める。

④ 募金に関する出納、その他募金業務の適正、且つ、公正を期するため募金監査を置く。募金監査に必要な事項は募金監査がこれを定める。

▽寄付の勧誘—

① 別に定める健康感謝募金袋を用いて寄付の勧誘を行う。

② 寄付の勧誘は、直接にはすべて率先して保健衛生に尽力しようとする奉仕者の組織活動により、戸別募金、法人および団体募金、職域募金、その他の方法をもってこれを行う。

③ 目標額達成のために、寄付者の理解と社会的責任感に訴えて、応分の寄付の自発的拠出を尊重する。寄付金の管理とその配分—寄付金の管理、配分又は配分金の使用にあたり、募金委員会は、寄付者の期待と信頼を不断に自覚し、寄付者の信託に基づく責任を全うしなければならない。なお、寄付金の経理は別に定める募金委員会会計原則により行うものとする。

▽募金結果の公告—寄付金の管理、配分は寄付者の信託により行うものであるから、運動の一切を明確に公表し、寄付者の理解を常に新たにし、世論の支持のもとに運動が永続するようにする。



健康感謝の日運動の広報用ステッカー



募金配分金使用道則

(目的)

第一 この道則は、広島県地区衛生組織活動資金募集要綱による寄付金の配分金（以下「配分金」という。）を受けたものが、配分金使用事業を行うに当たり、守るべき基本事項を定め、これにより寄付者の信託に基づく責任を全うしようとするものである。

(配分金の使途)

第二 配分金は、地域社会における公衆衛生自治活動の進展に役立つ事業に使用すること。

(配分金使用事業の周知)

第三 配分金を使用するときは、当該衛生組織構成員および配分金使用事業に参加する全ての人に当該事業が配分金により行われている事業であることを標示し、またはその他の方法で周知の方法を講ずること。

(配分金を受ける団体およびその責任)

第四 配分金を受ける団体は、市町村団体以上の地区衛生組織連合体とし、配分金に関する一切の責任を負うものとする。

(事業実績報告書の提出)

第五 配分金を受けた団体が配分金使用事業を完了した時は、別記様式により事業実績を提出すること。

(この規定の施行)

この道則は、昭和35年8月29日から施行する。

上記以外に県段階の関係団体に協賛行事をお願いしたところ、次の団体から協力表明があった。また、それぞれの団体にふさわしい行事が運動期間中に展開された。

広島市医師会—無料健康相談券を発行し、検便、

検尿、血圧測定等を含めた健康相談

広島市歯科医師会—歯科無料健康相談

広島県市墓刺師会—墓事に関する無料相談

県助産婦会—妊産婦衛生、家族計画無料相談

結核予防会—結核予防街頭宣伝、健康相談

県国保連合会—保健施設による無料健康相談

健康パンフレット類の配付など

環境衛生同業組合連合会—映画館など多数人利

用施設での禁煙運動、公衆浴場の衛生強化運動

食品衛生協会—食品衛生思想の普及、一日食品

衛生監視員、食品衛生セミナーの開催

乳業協会—乳、乳製品の衛生保持と消費宣伝

厚生連、経済連—農夫症の予防運動、など

各市町村では、公衛協と一体になり、地区組織リーダーの参加を得て、協議会を開き、PR活動をはじめ、第一線地区組織にふさわしい実践運動を展開。その主な内容は次のとおり。

寝具類の一斉日光消毒、一斉大掃除、下水路、小河川などの清掃、井戸水検査、寄生虫検便、害虫一斉駆除、衛生講演会、映画会、児童、生徒のポスター展、作文コンクール、保健婦による健康相談、など。

第1回募金配分金で栄養指導車

募金の趣旨に相応しい事業として食生活改善をとりあげ、栄養指導車（キッチンカー）を購入し運行の全てを県衛生部をお願いした。県は申し入れの趣旨を快諾し、昭和36（1961）年11月から運

「第1回募金配分金で栄養指導車走行」



栄養指導車（キッチンカー）巡回状況
昭和36年11月翌年3月の5ヵ月実績



栄養指導車の贈呈式

行を開始、その年は59市町村211地区で実演指導し、総走行距離2800キロという成果を残した。

県内一斉ねずみ駆除運動始める

このころ地域探訪してよく耳にしたのは、イエネズミの被害であった。もちろん個々の地区組織でそれなりの駆除活動をしている例が珍しくなかった。しかし、県や県衛連は、この問題を取り上げ全県民運動に格上げして、大々的に展開する時期が熟していると判断、その進め方を検討した。

たまたま、兵庫県宝塚市で開かれた第3回全国環境衛生大会の分科会で、ねずみ駆除の諸問題が討議され、被害の大きいこと、広域的にやればそれだけ成果も大きいこと等が明らかにされた。そこで、それまでに事務局が作成していた運動計画を、若干の手直しをして、昭和34年（1959）11月

から第1回県内一斉ねずみ駆除運動として始めた。

この運動はその後、毎年この時期を選んで継続実施した。その進め方は、次の要綱によった。

▽県内一斉ねずみ駆除運動推進要綱趣旨 県内に生息するイエネズミ、野ネズミの推定生息数は1,000万匹を超え、繁殖力も旺盛で、公衆衛生の被害はもちろん、経済上の被害も大きい。これらの被害を未然に防ぐため繁殖期の好機をとらえ、全県一斉に組織的に、計画的な駆除活動を展開し、衛生的で清潔な地域づくりに寄与する。

▽実施期間一昭和34年11月14日から2か月間を

準備期間とし、翌35年1月15日から1か月間を駆除期間とする。

▽実施事項一準備期間中は、ブロック別の指導者協議会を開き、一斉駆除の進め方、特に駆除技術や不慮の事故防止の普及徹底及び駆除効果の測定と運動意欲の盛上げを図る目的で、「ねずみくじ券」を発行し、その扱い方の徹底を期した。また、保健所段階と市町村段階公衛協は、ブロック会議を受け、広報宣伝、駆除技術、調査、捕殺ねずみとくじ券の引換え事務など一連の作業内容を検討し、第一線地区の公衆衛生推進委員に伝達する内容を協議する。実施期間に入ると地区ごとに、殺鼠剤や捕鼠器具等を一斉に仕掛けたり、撤収したりし、同時に捕鼠ないしは、死鼠の回収を行い、決められた方法により処分し、くじ券と引き換え、そのあとでねずみの棲みにくい環境整備をする。ねずみくじ（捕殺ねずみ一匹とくじ券1枚を引き換えること）で駆除効果を調べることにし、引換え場所は市町村役場、支所、出張所、公衆衛生推進委員の自宅などとした。

以上が第1回県内一斉ねずみ駆除運動の進め方のあらましであるが、県衛連にとっては初の大規模県民運動になった。くじ券を発行するといっても肝心の資金がないので、電通広島支店に依頼してスポンサーを探してもらい、東芝商事株式会社の協賛が得られた。第2回以降は松下電器産業株式会社などからの協賛が得られた。



栄養指導車による巡回指導現場



目前の指導に満足する受診者の面々
（昭和36年福山市）

提供景品は次表のとおりであった。当時テレビや電気掃除機などは「三種の神器」ともてはやされ、「ねずみを捕って三種の神器が当たる」とマスコミ界をにぎわせ、好評を博した。

第1回、第2回 ねずみくじの景品

等級	第1回(昭和34年)景品	第2回(昭和35年)景品
特賞	テレビ 1本	テレビか冷蔵庫 1本
一等	電機洗濯機 2本	トランジスターラジオか掃除機 2本
二等	スーパーラジオ 3本	炊飯器 3本
三等	電機アイロン 7本	アイロン 7本
四等	60 W 電球 900本	60 W 電球 1,500本

以上のほかに個人別、地区組織別コンクールなども行った。

一連のことを行ってみての感想は、県という役所組織では到底できそうにないことが、県衛連という住民団体なら大した抵抗もなくできることを体験したということだった。また、個別の公衛協でもできないことが、全県組織ならできることもわかった。こうして県衛連を創設した一つのメリットが発見できたことは、大きな収穫であった。

ちなみに第1回(昭和34年)のねずみ捕り個人賞と地区賞を記しておこう。

表 第1回ねずみ捕り個人賞、地区賞
個人賞(1か月の捕鼠数)

順位	氏名	捕鼠数
1	松永市神村町 小川 儀一	517匹
2	福山市川口町 藤井 静雄	324匹
3	福山市多治米町 塚本 貫一	156匹
4	福山市水呑町 井原 新太郎	113匹

地区賞(1か月の捕鼠成績)

入選地区名	戸数	捕鼠数	1戸平均捕鼠数
松永市東村町	111	992	3.19
加計町加計地区	1,305	3,908	2.99
甲奴郡上川地区	247	460	1.86
福山市川口町	1,513	2,750	1.82
大柿町深江町	611	803	1.31
布野村	816	946	1.16
豊栄町	511	571	1.12

なお、昭和35年度(第2回)は、岡山県、山口県の環境衛生協議会に対し「中国三県合同のくじ券つき一斉ねずみ駆除運動」を呼び掛けたところ快諾があった。前述のスポンサーと全国環境衛生産業会の協賛を得て運動規模を拡大したくじ券は、10万枚を1組とし、広島県は3組、岡山県2組、山口県2組、合計7組70万枚を発行し、市町村へは人口比率で配付した。

広島県でのくじ券付きねずみ駆除運動は昭和40年まで通算7年続行した。その後はスポンサーの協力を得ることが難しくなり、社会的にも抽選券



一斉駆除で捕殺したネズミ



三種の神器が当たるネズミくじ抽選会風景
(昭和35年2月19日第3回県大会会場)

やコンクールに対する関心が薄らいできたので、これをやめ、地味な一般的PRに戻った。しかし、県衛連としては新しい16ミリ映画フィルムやスライドなどの視聴覚器材を購入して、巡回映画会を開催して、その後も毎年冬季に運動を実施した。

中国五県公衆衛生推進団体協議会を結成

昭和35（1960）年年末、岡山県、山口県の参加を得て実施した中国三県合同ねずみ駆除運動は、好評のうちに終えることができた。その中から中国5県に運動の輪を広げて協議し、地区組織活動全体の連携強化を図ってはという動議があり、鳥根県、鳥取県に呼び掛けたところ、ここでも賛意の表明があった。昭和36年3月、2県の関係者を加え広島県庁に集まり、協議会結成を話し合った結果、次に示す「中国五県公衆衛生推進団体協議会」が生まれた。

中国五県公衆衛生推進団体協議会規約

（名称）（抜粋）

第1条 本会は中国五県公衆衛生推進団体協議会と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は広島県衛生部内に置く。

（目的）

第3条 本会は公衆衛生に関する自主的活動を展開している、中国五県の公衆衛生推進団体が相互に密接な連絡提携を図り、公衆衛生思想の普及向上と

共同体制による実践活動の促進を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 公衆衛生思想の普及向上に必要な事業
2. 共同体制による実践活動に関する事業
3. 関係行政機関及び関係団体との連絡提携
4. その他本会の目的達成に必要な事業

（組織）

第5条 本会は次に掲げる団体で構成する。

- 広島県地区衛生組織連合会
- 岡山県環境衛生協議会
- 山口県環境衛生推進協議会
- 鳥根県環境衛生推進協議会
- 鳥取県（以下省略）

この協議会はその後、毎年1、2回、五県の持ち回りで情報連絡会議を開き、全国や地方の活動の情報交換や検討会を行った。更には、ねずみ駆除合同研修会等も行ったが、県を一巡したころ業務担当者の人事異動その他の事情で長く続かず、自然消滅の道をたどった。



ネズミ駆除運動ポスター



一斉駆除をPRする保健所の広報車
(福山保健所)



殺鼠団子を作る地区組織の主婦たち（県内各地で見られた風景）

念願の公益法人許可で任意団体の県衛連解散

県衛連を公益法人（社団）にしたいという願望は設立当初からあったが、民法第34条以下に定める条件整備ができず、やむなく任意の社団として3年有余を経過した。しかし、この間に積み上げた数々の事業実績と体験は、法人格を持つにふさわしい段階に達したとみられたので、昭和36年に入って県の法務係に日参して、社団法人県衛連に適する定款案作成に励んだ。

その結果を理事会、代議員会に結ったところさまざまな意見が出て、議論が沸騰した。なぜ法人にするのか、利点は何か、法人にすると現在の自由闊達さが失われないか、役所好みの御用団体にならないか、面倒なことが増えないか、などであった。

これらの質問に大筋で次の回答をした。

- ① 県衛連が社団法人になると、営利を目的とせず、社会全体の利益に奉仕する団体というイメージを広く一般に知ってもらえる。
- ② 県衛連の目的、事業、組織構成、資産関係、役員等が全てガラス張りになり、それだけ社会の信頼性も増す。一般の協力も得やすくなり、社会的存在意義も高まる。
- ③ 法律上の権利、義務の主体者になれる。例

えば、社団法人県衛連の名で契約したり、不動産の取得や登記などが可能になる。

- ④ 税制面での優遇措置が受けられ、それだけ経営しやすくなる。
- ⑤ 法人設立に当たっては、民法に照らし目的、事業、組織、資産、役員構成、経理等について厳しい審査を受ける。設立後も事業計画、収支予算、事業実績、決算、定款変更、役員異動なども主務官庁への報告、届出、定款変更、認可申請などが義務づけられる。このため事務的には面倒になるが、一方では任意団体とは違って社会的信頼の裏付けが強化される。
- ⑥ 県衛連が将来自立し、真の民主的公衆衛生自治団体として、独立独歩できるほどに発展するには、任意団体のままでは果たせず、法人格取得は至上命題といえる。

などを熱っぽく説明して、理解してもらい、法人申請の議決を得た。

こうして昭和36年5月、公益法人申請書を県へ提出。同年10月、県知事大原博夫名義の許可指令書が交付された。これにより任意団体県衛連は3年有余の歴史に幕を閉じ、新生の社団法人県衛連が船出することになった。

広地衛第五十二号
 照 廣島県地区衛生組織連合会設立許可申請書
 今般社団法人広島県地区衛生組織連合会を
 設立致したきに付許可相成るよう関係書類
 相添え申請いたします
 昭三十六年五月二十二日
 本館址 広島市段原大畑町三番地
 現住所 広島市段原大畑町 八番地
 社団法人 広島県地区衛生組織連合会設立発起人
 代表者 澤崎嘉衛
 広島県知事 殿

昭和36年5月22日付で申請のあった任意団体広島県地区衛生組織連合会の法人化については、広島県庁の決定により、許可指令書の交付を要する。
 昭和36年5月22日
 広島県知事 大 原 博 夫

任意団体県衛連は約4年間極めて真摯に活動実績を積み上げ漸く認められ民法34条法人が許可になった

2.地区衛生組織活動概論

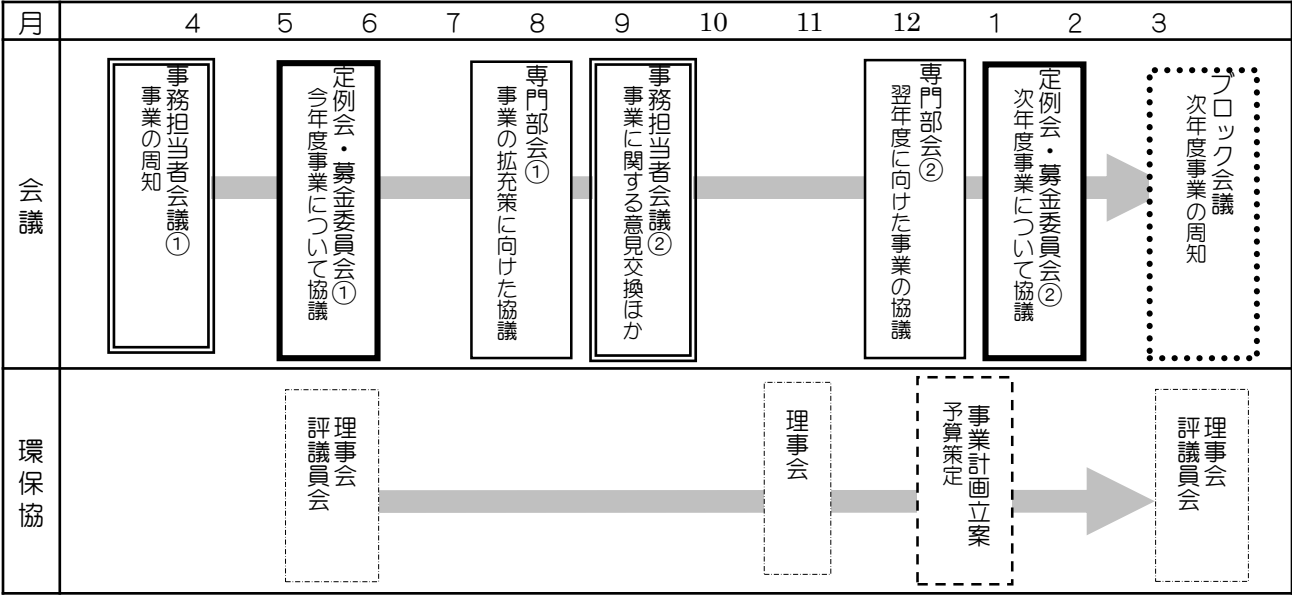
地区衛生組織活動とは

「2020公衆衛生推進手帖」 P 38～41参照

広島県地区衛生組織代表者会議

会議名/対象者		日 程	内 容
公衛協事務担当者会議 対象者／公衛協事務担当者 (コミュニティレベルの担当者含む)		年2回開催 1回目:4月23日(金) 2回目:9月17日(金)	公衛協活動の充実・発展のためには、事務担当者の理解と協力が必要となるため、事業計画や活動の進め方などを周知する。 行政事務局員のほか、公衛協選出の事務局員、またコミュニティレベル(支部・地区・学区)の担当者も対象とする。
*旅費実費10日当り3000円を支給 対象者／各市町村から選出された代表者、専門部会員	定例会 ※募金委員会と同時開催	年2回開催 1回目:6月17日(木) 2回目:1月27日(木)	市町公衛協の代表者による定例会議。公衛協活動の展開策や組織づくりについて協議・検討する。 また、事業報告と次年度事業方針・計画について意思統一を図る。
	専門部会 ※専門部会員は代表者と専門部会員によって構成	年2回開催 1回目: 8月25日(水) 26日(木) 27日(金) 2回目:12月8日(水) 9日(木) 10日(金)	組織・環境・健康の3部会による会議。公衛協の組織づくり・環境づくり・健康づくりをテーマに、具体的な事業内容(全県共通事業重点メニューなど)を協議・検討する。
ブロック会議 対象者／公衛協役員、事務担当者(コミュニティレベルの担当者含む)、機能リーダーほか		3月に開催 西部・中央:3月16日(水) 尾三・福山:3月17日(木) 北部:3月18日(金)	コミュニティ活動を推進するにあたり、次年度に向けた地域活動支援センターの方針や事業内容を周知する。 また、次年度事業への意向把握や公衛協の課題について協議する。

代表者会議の1年の流れ



1 メニューづくり

～公衆衛生推進協議会の実践支援～

環保協の大きな目的は、「コミュニティづくりの支援」にある。具体的には、環境と健康をテーマにした良好な「ライフスタイル」づくりを实践する地区衛生組織の育成と、それを支えるリーダーの発掘・養成が使命である。

昭和32（1957）年の県衛連創立以来、「県内いっせいでいせぬみ駆除運動」を皮切りに40近い運動を展開してきた。（右表参照）

いずれの運動も、基本的な考え方は「住民自身によって行われる運動」であることに価値を見出すべきもの…との位置づけがあった。主なメニューを振り返ってみたい。

① 水域クリーン運動

公衛協活動の代表的メニューのひとつが「水域クリーン運動」。この名称が正式に使われるようになったのは、昭和50（1975）年3月28日に開催された第15回広島県公衆衛生大会の宣言文だった。翌年度の市町村公衛協共通運動テーマとして採択された。

それ以前は、地域清掃美化運動の一環として位置付けられたり、「河川をきれいにする運動」として推進要項を定め実施されていた。しかし、世界環境デー（6月5日）や環境週間・瀬戸内海環

地区衛生組織活動の歩み

昭和32年（1957）	・県衛連創立
昭和34年（1959）	・県内いっせいでいせぬみ駆除運動
昭和35年（1960）	・「健康感謝の日」と募金運動
昭和37年（1962）	・寄生虫予防運動
	・ポリ製ゴミ容器普及運動
昭和38年（1963）	・県内いっせいでいせぬみ駆除運動
	・赤痢などの検便と手洗いの運動
昭和39年（1964）	・子宮がん集団検診
昭和40年（1965）	・日本腸炎予防運動
昭和42年（1967）	・飲料水防止運動
昭和43年（1968）	・2h（一）友の会づくり運動
昭和45年（1970）	・シティークリーニング運動（町内美化）
昭和47年（1972）	・3S（ゴミ減量運動（生活習慣病予防）
昭和48年（1973）	・瀬戸内海環境保全運動
昭和50年（1975）	・水域クリーン運動
昭和51年（1976）	・教育バスによる移動衛生教室活動
昭和53年（1978）	・し尿浄化槽の適正維持管理運動
	・母乳育児キャンペーン
昭和54年（1979）	・生活排水浄化対策推進運動
昭和55年（1980）	・トリオつどい型放物利用学習活動
	・広島心身医学協会（心と体の健康・学習活動）
昭和57年（1982）	・空き缶等微細ごみ回収キャンペーン
昭和58年（1983）	・手づくり健康教育活動
昭和59年（1984）	・ふるさと水辺教室
昭和60年（1985）	・ヘルス・キャラバン事業（健康づくりバスの巡回）
	・アメニティづくりの促進事業
昭和61年（1986）	・給食対策特別促進事業
昭和63年（1988）	・保健所管内別重点地区事業
平成元年（1989）	・地域ぐるみ井戸水検査
	・大掃除復活宣言
平成3年（1991）	・健康リビング推進運動
	・ポアーターの普及（心と体の健康運動）
平成4年（1992）	・酸性雨測定運動
	・エネルギー消費量・炭酸ガス排出量算出運動
平成5年（1993）	・エネルギー使用量・二酸化炭素排出量削減運動
	・門前清掃
平成6年（1994）	・エコノート記帳運動
平成7年（1995）	・県衛連を解散（社団から世団へ）
	・環境協を設立
	・生涯学習推進ネットワーク
平成8年（1996）	・みちクリーン運動
平成9年（1997）	・EMによる生ごみ減量
平成10年（1998）	・AJICA（アキア）ノート記帳運動
	・ケナツの栽培
平成11年（1999）	・ゴミコミュニティ活動（ごみ問題を地域で解決する）
平成12年（2000）	・広島県地球温暖化防止活動推進センターの設置
平成13年（2001）	・アドプトNETひろしま（公共空間美化運動）



海岸いっせいでいせぬみ（昭和51年 宮島町）
日本三景の美観もこうして保全されている



公共空間美化運動 県下共通のアドプトサイン（看板）を掲げ、公衛協活動をPR（平成13年 東広島市）

境保全月間が設定されるなかで、海岸・海浜も含めた「水域」への関心が高まり、前述の大会で「みんなで守ろう川と海」のテーマで行われた座談会を機に、この運動名や「水域クリーン作戦」が定着してきた。地域によって時間的な差があるものの、今では広島県の夏の風物詩ともなっている。

初年度の昭和50年は、福山市の芦田川清掃に5,000人、尾道市の浦崎海岸に2,000人など県内で約3万人がこの運動に参加した。

翌年は5万6,000人、翌々年には10万人を突破、更に昭和56年に20万人を越え、ピークの昭和57年には29万5,000人の参加者を記録した。その甲斐あってか、昭和58年4月28日の中国新聞に『太田川に天然アユが15年ぶりに遡上・クリーン回復の証明』の記事が掲載され、関係者を喜ばせた。

水域クリーン運動の広がりの背景としては、次の4つをポイントとしてあげることができる。

まずは「ネーミング」。海岸、海浜、河川、小川、池、生活排水路など、すべてを含んで「水域」と名づけたことで、クリーン運動を県内いっせいにやることを可能にした。

次に、運動自体が「わかりやすく、評価しやすいもの」であることが広がりの要件である。その点からするとこの運動は、川べりの雑草を刈ろう、海浜に打ち上げられたごみを集めて処分しよう、生活排水路のヘドロを取り除こう……等々、参加者がするべきことは極めてわかりやすい。加えて、

人海戦術による効果が大いいため、参加者が多ければ多いほど、クリーン運動の範囲は広がるし、時間は短縮できる。そして、実施前と実施後の風景は、一目瞭然としており達成感がある。参加者数、実施範囲（場所）、収集ごみの量など、客観的な評価もしやすく、参加者の満足度、周囲の人の理解や支持の度合いも質的にとらえやすいものだ。

さらに、「継続性」の視点からすると、水辺つながりにして「水辺教室」や「川あそび」などの環境教育事業と抱き合わせにすることで、マンネリ感をなくし継続できたし、実施水系を延ばしたり、広げたりすることで運動に変化をもたせることができた。

もうひとつ忘れてならないのが「記録性」である。この運動を、写真はもとより、8ミリフィルムやビデオに映像として記録した組織も多い。記録は活動のPRになるし、次年度の参加者を増やすことにもつながった。

昭和50年代は、県衛連主催の「8ミリ・スライド・写真コンクール」が行われ、優秀作品を県公衆衛生大会で表彰するというしくみがあった。三次市十日市地区公衛協の「北溝川クリーン運動」や福山市衛生委員会の「よみがえれ道三川」、西城町や（双）三和町公衛協の「水域クリーン」などが優秀作品として紹介され、他地区へのよい刺激となった。



人海戦術による川の清掃（昭和57年三次市 北溝川）



「公衆衛生」
No 265より

(2) 生活排水浄化対策（水質クリーン）運動

昭和54年から昭和60年にかけて、広島県水質保全課（当時）からの委託で実施され成果をあげたのが生活排水浄化対策運動。通称「水質クリーン運動」だ。大学・行政・本会の三者からなる生活排水浄化対策協議会を設置し、事業の方向づけや将来の対策を検討する一方、普及啓発及び実践活動が展開された。協議会のメンバーには津田覚広島大学名誉教授、中西弘山口大学教授、寺西靖治広島大学助教授が学識経験者として参加され、絶大な協力をしていただいた。

まず、県内で6つのモデル地区を選定。地域ぐるみの学習会をとおして、生活排水浄化の必要性と身近な実践項目を理解し、具体的な方法論に基づいた実践が行われた。選定された6つの地区は、次のとおりであった。

- * 特別地区（アンケート調査、水質検査も実施）：沼隈町松尾団地（杜宅、216世帯）・東広島市西条町西本町地区（住・商・工の混在した市街地104世帯）・大野町下の浜地区（住宅地域80世帯）
- * 一般地区：大竹市湯舟団地（102世帯）・三原市糸崎駅西町内会（340世帯）・尾道市三美園団地（500世帯）

身近な実践項目として、次の6つが掲げられた。

- ① 洗濯用・台所用合成洗剤はその容器の表示

以内に留める（計量する）

- ② 「流し」には目の細かい網を備え、残飯を下水に流さない
- ③ 食用油の廃油は絶対に下水に流さない。できれば集団回収し資源化に役立てる
- ④ 敷地内に「ためます」を設け沈殿物を定期的に取り出し、肥料化などを考え、下水に流さない
- ⑤ し尿浄化槽の放流水が水質基準に合格するような管理をする
- ⑥ 生活に直結する河川・水路は、汚濁度按比例し、定期的に地区ぐるみの一斉清掃をする

上記6項目のうち、①は、その後「無リン洗剤」や「石けん」の使用も含められたり、⑤は「合併処理浄化槽」の普及へと若干の修正・追加もあったが、基本的には、今日に継承されている。

なかでも、食用の廃油の集団回収は、大野町、宮島町、尾道市などの公衛協が熱心に取り組み注目された。

また、沼隈町では敷地内に設置する「ためます」の共同購入の助成もあり、普及のための学習活動も行われた。

し尿浄化槽対策としては、16ミリ映画フィルム「し尿浄化槽の正しい使い方」を購入し、県衛連主催の研修会で上映したり、各地区へ貸し出しし、維持管理の必要性を訴えた。



食用油の廃油の集団回収（昭和56年 大野町）



洗剤をカップで計量して使用（八千代町）

こうした努力が瀬戸内海の水質改善につながったともいえる。

(3) 水辺教室

昭和59年から始まり17年が経過、水質保全、環境美化、世代間交流などの様々なテーマを背景に、今日ますます盛んになっているのが「水辺教室」だ。

県内で初めての水辺教室は、昭和59年3月31日、因島市の大浜海岸で開催された。参加者は80名、「ふるさとの海辺教室」と題し、ウォークラリー方式で海岸一帯に8か所のチェックポイントを設定し、出題された問題を解きながら、生物観察を行う方法が好評であった。続いて同年6月16日、尾道市の藤井川で、河川を会場にしたものとしては初めての「教室」が行われた。

2つの「教室」は県衛連と瀬戸内海環境保全協会が共催し、実際の運営は県衛連と地元公衛協が受け持つというものであった。もともと、瀬戸内海の水質保全の啓発方法のひとつとして、住民にはなじみにくかった従来のCOD（化学的酸素要求量）などの理化学的な指標に代わる「水生生物指標」を用いた環境教育を、瀬戸内海環境保全協会が呼びかけたのが「教室」開催のきっかけになったもの。

ウォークラリー方式のプログラムは、本会のオリジナルで、楽しみながら水辺の生き物を観察す

ることなどをおし、水質保全のために住民にできることを考えてもらおうというもの。当時は、瀬戸内海関係の団体や学校から注目を集めた「教室」であった。

その後、環境庁が「水生生物による水質調査法」を普及したり、本会でもビデオ「生き物でみる川の水質」を自主制作したことなどにより、水辺教室は県内各地に広がっていった。本会の職員が運営に関わったものだけに限定すると、平成13年度末で、287会場で開催、参加者は1万5千人を数える。学校週5日制が実施され、水辺教室はまだまだ普及していくことが考えられる。



唐谷川の水辺教室（海田町）



水生生物を採取する子供たち



県内初の海辺教室（因島市大浜）



芦田川の上流（府中市）

〔4〕アメニティ推進事業

昭和59（1984）年度に環境庁が「アメニティ・タウン計画（快適環境整備事業）」をスタートさせた。この事業は、大気や水の汚れ、騒音などの公害から環境を守るといふ、いわば「受け身」の考え方に代わって、積極的に環境をつくり変えようとする新しい考え方に立ったものである。

アメニティは英語で「快適で魅力ある環境」という意味に使われているが、端的な日本語に訳すのが難しいものであったため、そのままカタカナを採用することになった。爾来、地区衛生組織活動のメニューを総称するものとして、また、本会の活動を代表する言葉としても使われている。

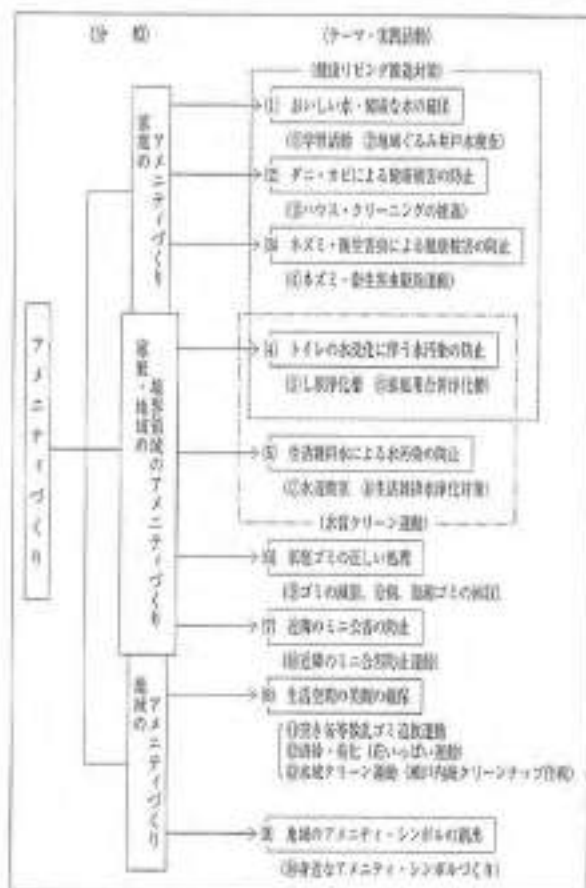
当時、アメニティを高める方法として、次の7つがあげられた。

- ① 緑や水を中心とした快適環境を整備する
- ② 良好な自然を保全する
- ③ 快適な都市・生活空間を創出する
- ④ 環境に配慮した生活・行動ルールを確保する
- ⑤ 環境の質を高める歴史的価値物を保持・活用する
- ⑥ 人とのふれあいを深める
- ⑦ 文化・スポーツ・レクリエーション施設を整備する

これらを手がかりに、公衛協としてのアメニティづくりの実践活動メニュー等を体系的に下図

のように整理したのが平成元（1989）年である。

図 公衛協活動としてのアメニティづくり体系図



その後、生活環境点検や地球環境問題対策のライフスタイルづくりなども加えられ、今日に至っている。



アメニティを感じる風景
（府中町 空城公園の朝）



正しいそうじの仕方を解説したイラスト

5) 地域ぐるみ大掃除復活運動

「昔ながらの大掃除を復活させよう」を合言葉に、平成元（1989）年から約10年間にわたって実施したのが「地域ぐるみ大掃除復活運動」だ。当時、厚生省が「健康リビング推進対策」の必要性をPRしていたため、その考え方の普及とあわせてこの運動を展開した。

住宅構造や生活様式の多様化は、居住環境衛生をめぐる新しい問題を生じさせた。その代表が畳やジュウタン等に発生するダニの被害である。特にヒョウヒダニ類（チリダニ）は喘息やアトピー性皮膚炎などのアレルギー性疾患の原因といわれ、換気とハウスクリーニングの徹底の必要性がクローズアップされた。

その他、カビや不快害虫の防除、給・排水の適切な処置、化学薬品の安全性の確保など、様々な課題が指摘された。これらの課題は、生活や住まい方（リビング）と関連のあるもので、より健康的で快適な居住環境の実現をめざした住まい方を工夫していくための一連の活動を「健康リビング推進対策」と名づけて、公衛協が中心になってPRに力を入れることになった。

平成元年6月27日に開催した県衛連（当時）第127回理事会で「大掃除復活宣言」が採択された。要旨は、畳の天日干しなどを内容にした昔ながらの大掃除という「いい習慣」を復活させようとい

うもので、具体的には①7月20日から8月20日を「健康リビング推進月間」とし、地域ぐるみの「大掃除の日」の設定と実施に努力する ②毎日のこまめな掃除を心がけるムードづくり、学習活動を推進する…という2項目が明記された。

県衛連では、回覧用のチラシ7万枚を作成し県下に配布、協力を呼びかけた。この年は12市町村6000世帯で大掃除が行われた。しかし、時代の流れか、畳を干す場所の確保が困難な状況もあり、いつしかこの運動は自然休止に迫りこまれたのは残念であった。

大掃除復活宣言

建築様式の多様化とともに、アークサレトや新築村等が普及し、住居の気密性が増大し、自然換気が減少したことや、断熱材の普及により、冬季の室内温度が上昇、さらに防湿しやすい住宅構造などが原因として、ダニやカビが増え、ぜんそく等のアレルギー性疾患の発生や乳幼児などの健康被害が深刻となっている。

また、昔は、伝統的平屋の観点から、春と秋の大掃除が義務づけられ、畳の天日干しが行われていたが、いつの間にかその習慣もなくなりつつある。

こうしたなかで、あらためて健康リビング推進をめざしてハウスクリーニングの徹底を公衛協活動のテーマに取上げ、大掃除の復活につなげていく運動を展開することを宣言する。

1. 7月20日から8月20日を「健康リビング推進月間」とし、地域ぐるみの「大掃除の日」の設定と実施に努力する。

2. 毎日のこまめな掃除を心がけるムードづくり、学習活動を推進する。



平成元年6月27日

静岡県県民衛生協議会



昔ながらの大掃除（豊栄町で）

県衛連理事会で採択された「大掃除復活宣言」の全文

〔6〕酸性雨測定運動

地球環境問題に関心が持たれるようになった1990年代。「地球にやさしい足元からの行動」を考えるきっかけづくりとして、平成3（1991）年から4年間にわたって行われたのが「全県いっせい酸性雨測定運動」だ。健康感謝募金のPRも兼ねたこの運動は、その後の「二酸化炭素排出量削減運動」へとつながっていった。

「測定運動」の概要は次のとおり。まず、県衛連（当時）が酸性雨の簡易測定器具、広報・記録用パネル、測定マニュアルからなる「セット」を作成し、市町村公衛協に配布。公衛協では、測定に係る要員（指導員・測定員・協力員など）を置き、毎月1回、雨の酸性度を調べ、その結果を市町村内の目立つところに設置した記録用パネルに記入する。また、測定結果はハガキで県衛連に送られ、県内の測定値を集計した一覧表を機関紙などで公表するというもの。

簡易測定器具は、pH（ペーハー）値の4.0～5.8を測ることができる「BCG比色列」と指示薬を使用。原則として毎月の初めに降った雨を測定することにした。

運動に係る経費は、健康感謝募金の県衛連配分金を充てることとし、パネルにはその旨表示された。パネルの設置場所は、市町村役場の玄関近くや公民館などが多かったのも、募金のPRにも一

役かうことになった。

平成3年度から4年間で、配布したセットの数は282、測定値は2,512件の報告が寄せられた。

（月平均52件）pH値の平均は4.5強で推移、同5.6以下の雨を酸性雨とされていたことから、県内ほとんどすべての地域で降る雨の酸性度が確認された。

「運動」の最大のねらいは、地球環境問題という、当時はまだ漠然とした課題を少しでも実感してもらおうということにあった。全国的で専門的な調査の報告は新聞紙上で目にすることはあったが、実際に自分たちの町で、自分たちの手で測定した数字にはことのほか説得力が高かったようだ。

平成3年度測定結果総括表

測定月	報告件数	平均pH値
4月	54	4.53
5月	65	4.73
6月	67	4.56
7月	66	4.59
8月	53	4.63
9月	57	4.57
10月	37	4.57
11月	61	4.50
12月	54	4.48
1月	57	4.49
2月	47	4.39
3月	49	4.47
合計	665	4.55



BCG比色列



広島県が主催したリサイクルフェアで地球環境問題を考える県衛連ブースを出した。（91年10月）

酸性雨が降っている事を実感したものの、その対策は分からなかった。当時、県衛連は地球温暖化対策の動機づけはできたとして運動規模の更なる充実を考えたのがCO₂削減運動である。

(7) 地球温暖化対策

～家庭のCO₂削減をめざして～

地球温暖化という世界規模の大きな環境問題を、自分たちの日常生活から考え、その防止に向けた行動をしよう…と、平成4（1992）年度から「地球環境にやさしい生活運動」をスタートさせた。

当時、県衛連の技術顧問の津田覚広島大学名誉教授のバックアップのもとに、家庭のエネルギー消費量から二酸化炭素（CO₂）の排出量を算出することから始めた。

この年、県内81市町村公衛協及び県や市町村、県衛連職員より990名のモニター登録を行った。

各モニターには、電気・ガス・灯油・ガソリン・軽油の使用量をそれぞれの領収書でまとめてもらい、2か月に1回のアンケートで報告してもらった。県衛連では、アンケート結果を集計・解析し、家族構成人数ごとの平均値を求め、あわせて消費エネルギー量から二酸化炭素の排出量を算出し、専用の情報紙「エコー」で各モニターへフィードバックした。（図参照）

翌年度からは、環境事業団の地球環境基金助成事業に加えて「エネルギー使用量・二酸化炭素排



表 年間世帯当たりCO₂排出量の平均値（1993年度分）

（トン・CO₂）

世帯人数	年間CO ₂ 排出量 (平均値) トン・CO ₂	エネルギー源別・年間CO ₂ 排出量（平均値）					
		電 気	L P G	都市ガス	灯 油	ガソリン	軽 油
1 人	3.51	1.27	1.13 (1.41)	0.06 (0.38)	0.56	0.47	0.01
2 人	5.20	1.94	0.89 (1.12)	0.20 (0.62)	0.88	1.18	0.11
3 人	6.01	1.98	1.04 (1.42)	0.19 (0.70)	1.05	1.68	0.07
4 人	7.20	2.39	0.75 (1.23)	0.41 (1.06)	1.09	2.22	0.34
5人以上	9.09	2.71	1.32 (1.76)	0.31 (1.27)	1.51	2.87	0.38
全 体	6.65	2.20	1.01 (1.45)	0.26 (0.87)	1.30	1.87	0.21

注：（ ）内の数値は使用世帯による平均値
（算出方法）（各回の排出量合計）÷（平均回答数）

出量削減運動」と改名し、環境家計簿「エコノート」を作成し、運動を拡充させた。

当時、家庭のCO₂の排出実態に関するデータは乏しく、前述の津田先生と青木会長が自宅の電気やガス、灯油などの使用量をチェックしつつ、領収書を保管しておくことで大衆運動につながるとの結論に至り、全県運動がスタートした。

しかし、「算出するだけでは温暖化対策としての効果は少ない」との考えも出現、記録と見直し、生活改善の機能を併せ持った「環境家計簿」運動へと進化させた。

この運動は県内外で注目を集め、平成6（1994）年の「環境の日」県民大会で第1回ひろしま環境賞を受けたり、平成9（1997）年には環境庁長官から環境保全功労団体（地球温暖化防止部門）の表彰を受けた。

この間、エコノートは毎年改訂して発行、更に関連教材として記入型テキスト「エコ夢プラン」や省エネ行動虎の巻「チャレンジあれこれ」などを加え、運動の充実が図られた。

また、平成8年度には環境庁などと共催で「環境家計簿運動推進全国大会」を広島市で開催したり、「地球環境パートナーシップ世界会議」で「エコノート記載運動」を発表、更に「環境家計簿全国研究集会」の実施と「全国ネットワーク」の設立に中心的役割を果たした。

平成10（1998）年度からは、環境家計簿機能を

ネットワーク結成宣言（要旨）

全国各地で環境家計簿運動を展開している私たちは、地球温暖化防止策や環境保全への取り組みのきっかけづくりの一つとして、「環境家計簿ネットワーク」を結成することを決意した。

私たちの活動の手法には「環境家計簿」や「日常生活チェックシート」など若干の違いはあるが、日常生活の見直しや、家庭での環境保全への取り組みを進める上で、極めて有効かつ重要であることを認識している。

「環境家計簿」の一層の普及と、環境保全活動の拡大を確実なものとするため、各地で環境家計簿運動を展開している自治体・企業・団体などが相互に高密度の情報交換を行い、より充実した運動展開を継続していくため、ここに「環境家計簿ネットワーク」を結成することを宣言する。

（日9・3・25）

包含したアクアノート（総合生活点検簿）を使った削減運動として継続。

この運動では、県内外から約1,000名のモニターを登録、2か月に1回のモニター調査でエネルギーの使用量はもとより、健康面や生活面の配慮事項を報告してもらい、それらをまとめてフィードバックするというもの。

「アクアノートの活用による地球温暖化対策のライフスタイルづくり」は、「地域省エネルギー実践活動最優秀事例」として通商産業大臣表彰を受けた。



県畜産が作成したエコノート



「宣言」の採択を呼びかける青木環境協理事長
（平成8年6月18日 広島市県民文化センターで）

(8) 広島県地球温暖化防止活動推進センターの取り組み

更に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(1999年4月施行)に基づき、平成12(2000)年4月1日、当センター内に広島県地球温暖化防止活動推進センターが設置されたのを機に、「エコメイト事業」をスタートさせた。

「エコメイト」とは、環境にやさしい暮らしを实践する仲間という意味の造語。県民を対象に登録されたエコメイトが、「トライアルシート」と名づけたエネルギー使用の調査票に従い、家庭における2週間分のエネルギー(電気・ガス・水道)使用量を検針し、そのデータをセンターに報告する仕組みである。

最初の1週間は普段どおりの生活を送った後、次の1週間でさまざまな省エネ活動を行う。その違いを比較することで、省エネによる二酸化炭素削減の効果を数値で実感しようというのがねらい。

2年間で延べ1,400人のエコメイトが参加、二酸化炭素の削減率は3.1%、その後も継続中で、平成14(2002)年度は、参加者が数倍に増えている。

その他、センターでは啓発活動として出前講座や省エネ講演会・シンポジウムの開催を行ったり、温室効果ガス排出量の実態調査や資料の分析などの調査事業を行う一方、平成13(2001)年8月に

運営委員会を発足させた。委員は研究者、自治体、産業界、関係NPO及び公募で選んだ市民など14名で構成、幅広い視点で温暖化防止の具体策を探索中である。

ラブアーストライアルシート

二酸化炭素削減活動に取り組み、環境にやさしく、電気・ガス・水道のエネルギーの使用量が減ったか調べてみましょう。また各家庭について、電気・ガス・水道のメーターの数字をもとにして、「2週間のエネルギーの使用量を計算し、環境を改善しましょう。」

次の1週間に、二酸化炭素削減活動に取り組み、環境の改善を調べてみましょう。結果を記入の上、このシートを所定の時期に「広島県地球温暖化防止活動推進センター」へお送りください。後日、減量結果や感想をお送りします。

【調査方法】

1日目 メーターを調べる

↓ 1週間「さまで通りに過ごす」

8日目 メーターチェック

↓ 1週間「さきくけこ」の二酸化炭素削減活動を実施

15日目 メーターチェック

ふりかえり「さきくけこチェック」をしてみよう

図してあげよう

●電気 ← この数字が電気の使用量です

●ガス ← この数字がガスの使用量です

●水道 ← この数字が水道の使用量です

お名前			
住所			
電話番号	FAX番号		
年齢	代	家族構成	人

※調査にご協力いただいた個人のデータは一切公表いたしません。

「トライアルシート」は従来生活と省エネ生活との環境負荷の差を目で確認できる。



エコメイトは互いの省エネノウハウを共有するため、情報交流もさかんに行っている。



第1回の運営委員会(2001年8月27日)

[9] 3 S 2 T 減量運動

今日いうところの「生活習慣病」は、かつて、「成人病」と呼ばれていた。脳卒中が死因の第一位に君臨していた時代に、成人病予防の県民運動として展開されたのが3 S 2 T 減量運動だ。

昭和47（1972）年9月発行の機関紙「公衆衛生」136号に、故澤崎嘉衛氏（県衛連の初代会長・医師）が「私の主張」として次のような一文を寄稿された。「昨今、大量生産大量消費の経済に慣れてきて今までに考えられない害が現われてきた。その最たるものが公害であり、更に人間の血肉を虫食んでいるのが3 STである。

3 STとは、砂糖（Sato）塩（Shio）酒（Sake）煙草（Tabako）のこと。摂取量は年々増加しており、これまでのように欲望に任せて摂取したのでは、体に有害なことが実証されています。…（略）…

以上のことから3 STを減らすことを提案、成人病予防、健康づくりの基礎を固めたい。賛成者の多くであることを望みます。」

その後、139号（同年12月発行）で運動不足も問題として、体重（Taiju）を加え、「3 S 2 T」と語呂もよくなった。ただし、当時は「減量」を協調するのが主目的で、折にふれて「成人病予防は3 S 2 T 減量から」とふれてまわったにとどまった。

昭和49（1974）年に入って、下図のようなカードを10万枚作成、市町村の公衛協などを通じて実費領布（当時は1枚4円）することで、運動の浸透を図ることになった。

健康づくりは3S2T減量運動から	
3Sとは塩（Shio）砂糖（Sato）酒（Sake）2Tとは煙草（Tabako）体重（Taiju）の頭文字をとったもので、これらを減らすことにより、健康づくりの基礎を固めよう。	
主唱 社団法人 広島県地区衛生推進委員会 公衆衛生推進協議会	
Shio 塩 	脳卒中の原因の一つは、塩分のとりすぎです。塩分は、肉類に多く含まれており、とりすぎると血圧が上がり、心臓に負担がかかります。（大人は1日15グラムまでです）
Sato 砂糖 	糖質のとりすぎは、肥満・高血圧・動脈硬化を招き、糖尿病の原因にもなっていますので少しづつ減らしましょう。（大人は1日20グラムが適量です）
Sake 酒 	過度の飲酒は「肝臓の衰え」で、肝臓が弱ると、高血圧・糖尿病・動脈硬化を招き、心臓の負担が増えます。酒の摂取量はアルコール中毒のもとをつくらぬよう、適量を心がけましょう。
Tabako 煙草 	ニコチン、タール等の有害成分が、がんの原因、呼吸器の障害、大気汚染の原因の一つ、妊婦の喫煙は、胎児の発育に悪影響を及ぼします。
Taiju 体重 	体重が増えれば、寿命が短くなるだけでなく、肥満等は糖尿病、高血圧、動脈硬化の原因にもなります。

このなかには、塩の摂取量を1日15グラム、砂糖は20グラムといった適量が明記されている。

今日、厚生省は「健康日本21」を策定したが、その特徴のひとつは「具体的な目標値」の設定にある。例えば、食塩摂取量は現時点の平均摂取量13.5グラムを10グラムに、また、男性の過体重者を32.8%から25%に減少させるという。

してみると、3 S 2 T 減量運動は時代を先駆けたものであったといえよう。



「公衆衛生」No 136に掲載された澤崎会長の記事

厚生省が策定した「健康日本21」



3S2T減量運動は、ライフスタイルの改善を訴えるものであり、1万人の公衆衛生推進委員がこぞって実践し、周囲へもPRすることで浸透していくものであるが、そのことは言うべくして実行は困難でもあった。

研修会や会議などの場を通じてのPR、機関紙への掲載、前述のカードの頒布などの手段を用いて教育活動を展開したものの、更に効率的な方法の確立の必要性が浮き彫りにされた。

昭和49（1974）年秋、待望の公衆衛生会館が完成、その5階・6階部分を衛生教育センターとして整備し、1万人の推進委員に対して計画的に衛生教育を行い、地域での公衆衛生自治活動の振興に係る知識や技術（ノウハウ）を提供することが可能になった。しかし、道路事情が良くなってきたとはいえ、山間部や島嶼部の市町村から日帰りでは広島市まで出かけてくるのは難しく、利用しやすい地区は限られざるを得なかった。

そこで登場してきたのが、「衛生教育キャラバン」構想だった。会館建設に費やしてきたエネルギーと募金を、次は「動く衛生教室」にかけようというものだ。理事会や代議員会・総会に諮り賛同を得て、日本船舶振興会の補助金獲得にもめどが立って衛生教育バスを導入し、1万人の推進委員をはじめとした全県の地区衛生組織活動の動機付け事業が展開されることになった。

10 衛生教育バスによる移動教室

動く視聴覚教室「衛生教育バス」が完成したのは、昭和51（1976）年7月だ。コミュニティづくりの推進のために必要な教育的側面を担うこのバスは、「集める教育」から「届ける教育」をめざし注目を集めた。あわせて、視聴覚教育手法を取り入れた教室運営も好評で、同年8月から平成4（1992）年まで、16年間にわたって県内を巡回した。

衛生教育バスは、62人乗りの大型バス（長さ11.4メートル）の前部を改造し、VTR、教材提示用カメラ、レスポンスアナライザー（反応分析装置）などの教育機器を取り付けたレクチャー席を設けている。受講席は、補助席を含めて45名分。各席にはアナライザーの回答機と発言用のマイク、折りたたみ式のテーブルがセットされており、車内の2台のモニターテレビを見ながら、ビデオ学習したり、質問に答えたり、話し合うこともできる「動く視聴覚教室」の体をなしているのが特徴。

このバスで県内の全市町村を計画的に巡回、公衆衛生推進委員や地域リーダーに参加してもらい、バス内で即席教室を開催した。教室の所要時間は約2時間、したがって、午前・午後と場所を移動しての開催ができた。（時には夜間の教室も行われた。）

教室のテーマは、地域が抱えている環境や健康



衛生教育バスの全景

問題を取り上げた。初年度の場合、239会場で開設したが、家庭ごみ対策、成人病対策、献血推進がベスト3、その他、食品衛生、コミュニティづくり、衛生害虫駆除などのテーマもあった。

主教材はビデオ。今日のように市販のソフトはほとんどなかったため、自主制作のビデオを使った。(そのための専用のスタジオが公衆衛生会館にあった。) 当時は、ビデオ機器がほとんど普及しておらず、地域の人たちの活動の様子(写真や

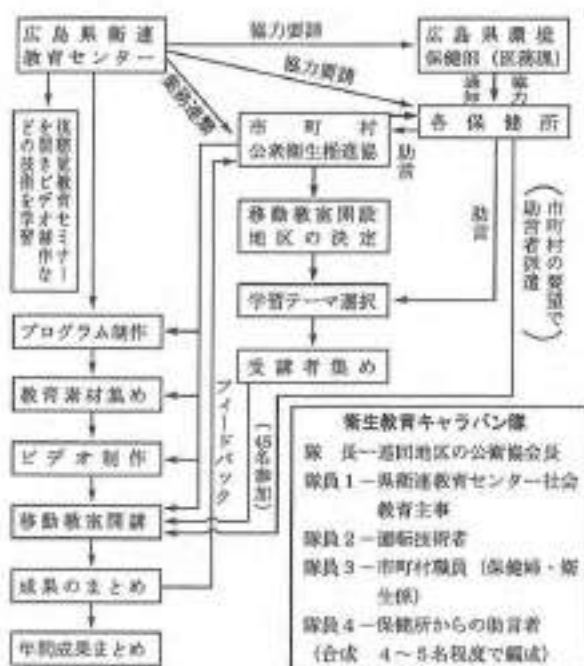
8ミリ映画で登録されたものをビデオにしたもの)が画面に映し出されると、興味を示してもらったものだ。

また、テレビ番組の録画(健康番組やクイズ番組など)も人気があった。

教育バス事業のポイントは2つ。まず、届ける、出向くという姿勢。そして、教育手法の刷新、いいかえれば、視聴覚教育手法をふんだんに取り入れたこと。このことは、地域に好意的に受け入れられ、教育バスの巡回を開始して2年間で、県内の87市町村(当時)すべてで移動教室がもたれた。健康感謝募金の配分金で運行したこともあって、募金のPRにもつながり、その後募金額が飛躍的に増額した。

また、昭和52(1977)年には、日本映画教育協会主催の視聴覚教育賞(社会教育部門)で最優秀に輝き、文部大臣表彰の受賞につながった。

ともあれ、衛生教育バスは16年間で2,000回を超える移動教室を開盤、7万人余りの県民の学習推進に寄与したことは特筆すべきことであった。特に、健康感謝募金の配分金による事業であることや、公衛協のPRに努めた点も見逃せない。今日、NPOの「ファンドレイジング(資金調達)」を考えると、集められた資金が、①明らかに公益的な事業に②形として見えやすく③ある程度継続的に使われていることが大切だ。その点、教育バスはひとつのお手本であったといえよう。



会館内に設置されたビデオスタジオ



宮沢県知事(当時)もバスを視察

11 トリオつどい型放送利用学習

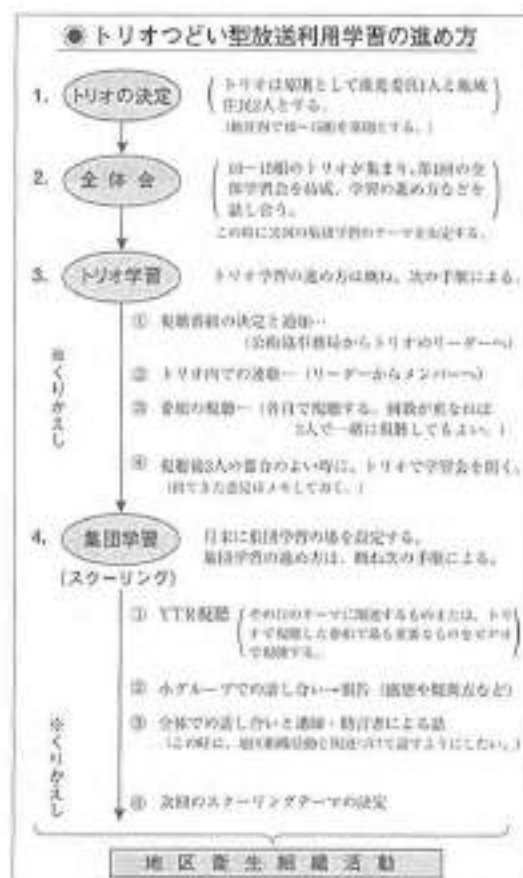
前述のように、衛生教育バスの巡回は、実績16年間に及んだ。ただし、昭和60（1985）年からは広島県国民健康保険団体連合会（国保連）と共同で、「ヘルスキャラバン」と銘打った健康教育事業に限定して実施されたため、「健康づくりバス」とも呼ばれた。

健康教育の場合、テーマによっては視聴覚教育が有効とは限らない。例えば、健康体操などの実技を織り交ぜた教室を行う際には、広めのフロアが必要。また、参加者同士で生活習慣を振り返り合ったり、今後の健康生活の目標設定などを話し合うグループ学習方式を取り入れると、バスの中では固定座席が不便でもあった。

そこで、教育バスのみに頼らない学習方法も派生的に生み出された。その最たるものが手づくり健康教育だ。また、昭和55（1980）年には、NHKの「きょうの健康」という番組をベースにした放送利用学習も展開された。

この学習は、「くらしに生かす放送利用」を推進していたNHK広島放送局と、集団学習の実践的研究を行っていた広島大学助教授（当時）片岡徳雄先生の協力で、「トリオつどい型放送利用学習」と名づけ、因島市や千代田町などでモデル地区を設定しながら進められた。文字どおり、トリオ（3人組）で同じ番組を視聴、定期的に地域の

何組かのトリオが公民館などにつどい、専門家を招き、学習を深めていこうというもの。進め方は下図のとおり。



トリオ学習の集団学習（因島市）



3人（トリオ）でテレビ視聴することも…

12 手づくり健康教育

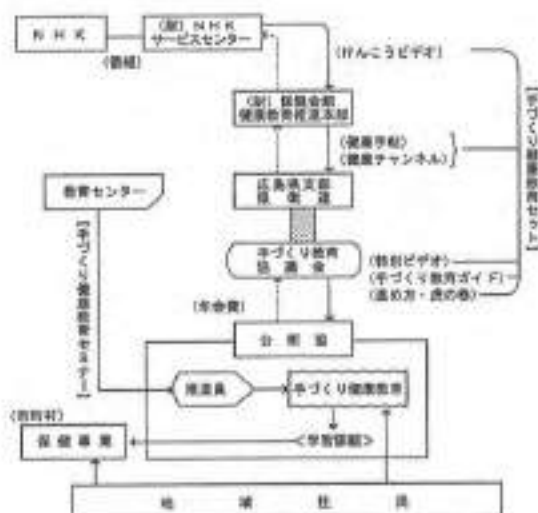
～草の根学習 10年間に9000回～

「手づくり健康教育」は、公衛協の推進委員が中心に行う「健康をテーマにした、草の根を分けたような教育活動」のこと。昭和58（1983）年2月に施行された「老人保健法」には、市町村の保健事業として、保健婦らが主体となって健康教育・健康相談等を計画的に実施することが明記されていた。

法の精神である「自由と連帯」を考えたとき、住民自らも「健康を学び、実践する」ための「手づくり＝素人による」健康教育が必要であるとして、このネーミングとなった。

事業の構造は図のとおり。NHKの健康番組（きょうの健康等）を版權処理し、ビデオ化した「けんこうビデオ」を主教材に、市販の「健康手帖」やオリジナルのリーフレット（「手づくり教育ガイド」等）、更に、それらを使って地域で学習会を進めていく手順などを解説した「進め方・虎の巻」からなる「セット」を衛生教育センターが作成、年会費（8万円）を取めた公衛協に計画的に配給し、これを使った学習会を推進委員が行うというもの。

また、必要に応じて、この事業のねらいや「セット」の使い方の模擬学習、ビデオデッキの操作方法などを習得するための「セミナー」を開



き、実質的なリーダー養成を行った。

初年度の昭和58年度は、38市町村が取り組み、760回の学習会を開催、1万6,306名の参加者があった。この年に作成した「セット」は、特別セット（全会員共通）として「がん予防12ヶ条」と「老化を防ぐ体操」、巡回セット（2か月周期で会員間を巡回）が「血圧常識再点検」、「老人ボケを防ぐ」、「糖尿病」、「かいよう・心身症」の4種類。「セミナー」も29会場で開催、1,019人の参加者を得た。

3年目の昭和60年度には、60市町村に拡大、1,095回、2万2,900名と最高記録を達成。10年間の累計は、実施した公衛協が72（全体の85%）、概数で9,000回の開催、18万名の参加者を数えた。



手づくり教育セット「がん予防12ヶ条」



ビデオデッキの操作方法などを学ぶ「セミナー」
（府中町）

単純計算だと1会場平均20名の学習会となり、小人数の話し合い学習を…という所期の目的は果たされた。

作成した「セット」は42種類。疾病対策的なものから健康増進をテーマにしたもの、更に環境問題も含まれており、幅広く健康問題を学習できるようになっているのが大きな特徴といえよう。

また、既成のビデオ以外に、オリジナルで制作したビデオが7本ある。いずれも現地ロケを行い、専門のスタジオで編集されたもの。

手づくり健康教育の取組みは、昭和63（1988）年の第47回日本公衆衛生学会（札幌市）で「ヘルスコミュニティの創造」と題して示説発表された。第1報には「手づくり健康学習の仕組みとねらい」を、第2報には「豊平町における実践の成果」をまとめた。その要旨は次のとおり。

「豊平町では、学習推進リーダーの量・質両面にわたる拡充がみられ、全町ぐるみの学習活動へと発展。その要因として、①リーダー養成の工夫 ②行政の支援体制があげられる。…①については、リーダー相互の学習活動を重視。手づくり健康学習に必要なビデオ機器の操作技術は、経験リーダーが新任リーダーの教育を担当、学習の際の話し合いの進め方等はリーダー同士が模擬学習（練習会）の中で討論し、確認しあう。また、学習の現場では、経験リーダーと新任リーダー2～3人でグループをつくり、ビデオ操作・進行・記録係

を分担。実践活動の場そのものがリーダーの養成過程となるよう配慮した。

右図はN地区（95世帯）のリーダーの推移を示したものの。62年のリーダー16人のうち経験年数4年のリーダーが4人、同3年4人、同2年1人、新任が7人となっている。

したがって、リーダーの固定化や、逆に養成してもすぐに交替してしまうという現象はみられず、バランスのよい構成状況がうかがえる。」

この発表に対する反響も大きく、現場での意見交換には、大学の研究者、保健婦らが数多く参加。また、学会の関連行事である自由集会「健康教育の方法と媒体を考える」及び「生涯健康学習の理想を語る」でも発表内容に対する意見が相次いだ。

リーダー	59年	60年	61年	62年
A				
B				
C				
D				
E				
F				
G				
H				
I				
J				
K				
L				
M				
N				
O				
P				
Q				
R				
S				
T				
U				
V				
W				
X				
Y				
Z				
A'				
B'				
C'				
計	8人	17人	18人	18人



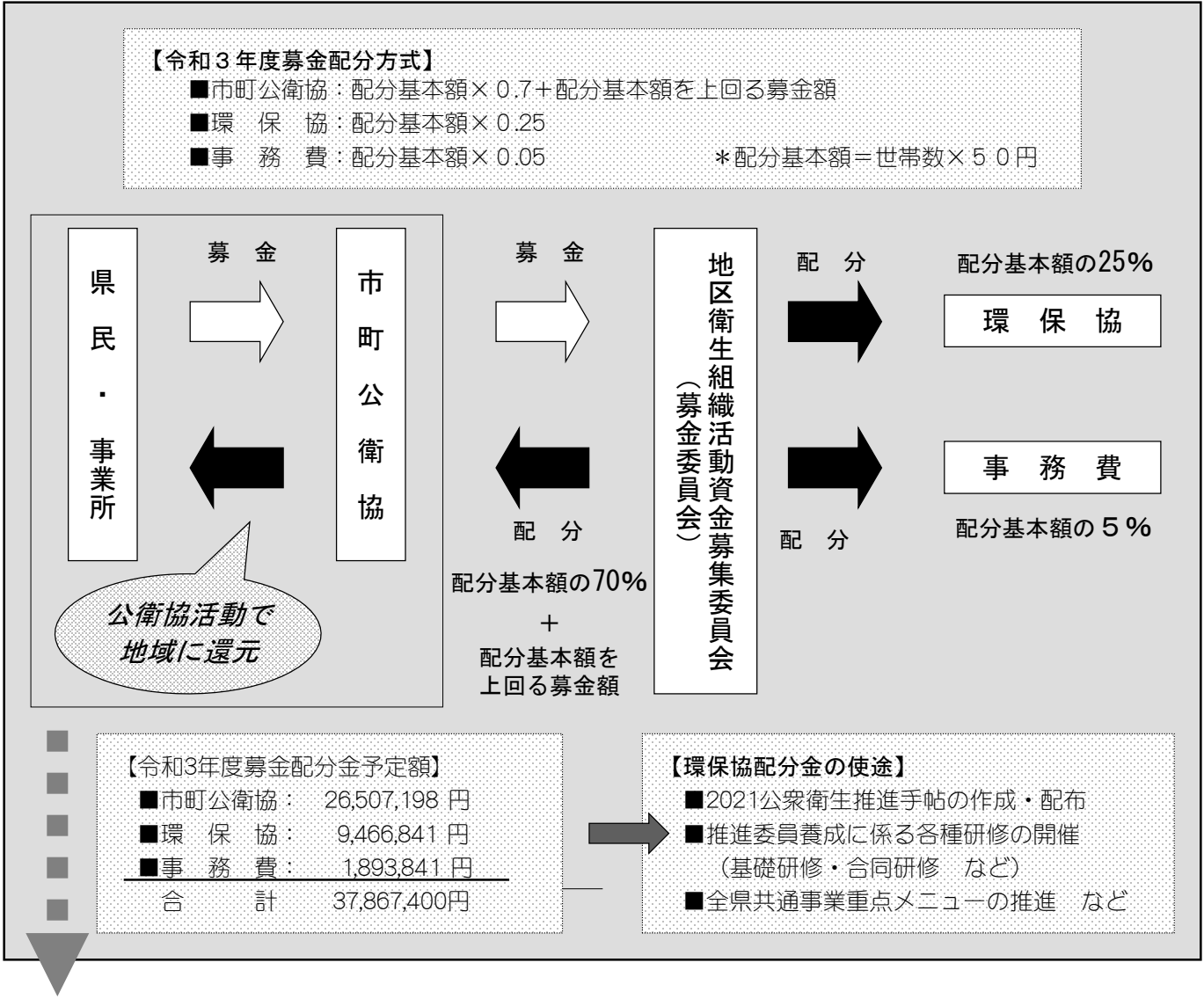
町内の集会所を会場に実施された学習会はすべて委員が進行していく（府中町で）

3.環境・健康募金、分担金の仕組み

環境・健康募金とは

「2021公衆衛生推進手帖」 P 50～54参照

環境・健康募金の流れ



確認① 県民・事業者と市町公衛協の流れを、わかる範囲で記入して下さい。

公衛協の募金の流れ

募金事務担当者／役割

県民・事業所

市町公衛協

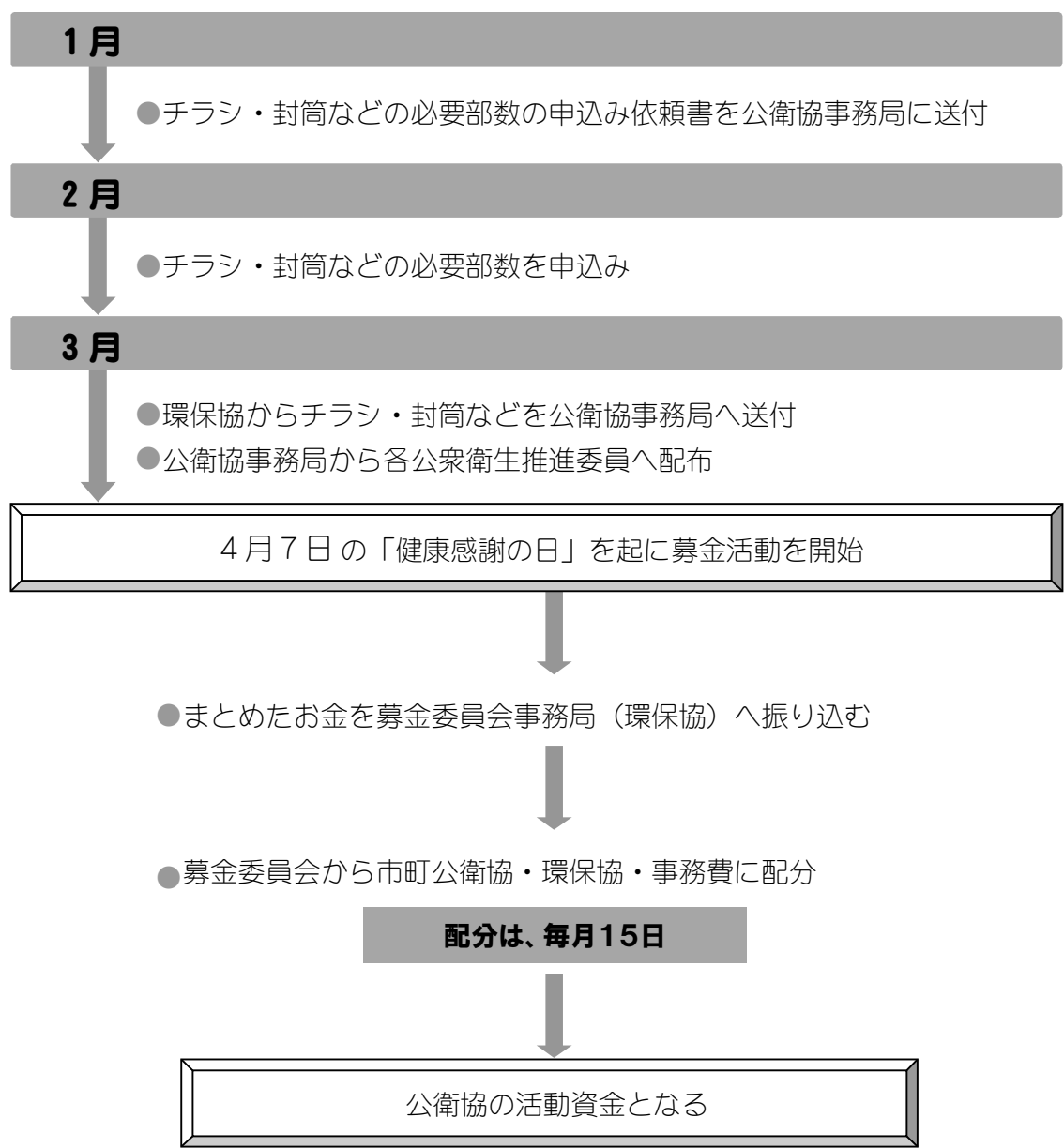
募金委員会

募金

配分

環境・健康募金事業の流れ

環境・健康募金事業の流れは、次のとおりです。



《確認事項》

- 募金委員会への振り込みは、郵便振込か銀行振込（もみじ銀行に限る）によります。
- 毎月末締めで募金の実績を集計、翌月15日に市町公衛協・環保協・事務経費に配分します（15日が土日祝日の場合は、翌営業日とします）。
- ※ただし、3月分の配分（第12次配分）は、4月15日に行わず、令和4年3月30日（水）に行うので、募金振込みの最終締切を令和4年3月22日（火）までとします。

＜令和３年度 環境・健康募金配分基本額＞

市町公衛協名	世帯数	配分基本額 世帯数×50 円	配分基本額の配分		
			市町公衛協 配分金 (配分基本額×70%)	環保協 配分金 (配分基本額×25%)	事務費 配分金 (配分基本額×5%)
府中町	23,104	1,150,200	808,640	288,800	57,760
海田町	13,705	685,250	479,676	171,312	34,262
熊野町	10,592	529,600	370,720	132,400	26,480
坂町	5,832	291,600	204,120	72,900	14,580
江田島市	12,307	615,350	430,746	153,837	30,767
竹原市	12,281	614,050	429,836	153,512	30,702
大崎上島町	4,279	213,950	149,766	53,487	10,697
大竹市	12,914	645,700	451,990	161,425	32,285
廿日市市	33,783	1,689,150	1,182,406	422,287	84,457
廿日市市大野	12,953	647,650	453,356	161,912	32,382
廿日市市佐伯	4,742	237,100	165,970	59,275	11,855
廿日市市吉和	339	16,950	11,866	4,237	847
廿日市市宮島	813	40,650	28,456	10,162	2,032
安芸太田町	3,137	156,850	109,796	39,212	7,842
北広島町	8,569	428,450	299,916	107,112	21,422
安芸高田市	13,527	676,350	473,448	169,086	33,816
東広島市	87,274	4,363,700	3,054,590	1,090,925	218,185
三原市	43,759	2,187,950	1,531,566	546,987	109,397
世羅町	6,865	343,250	240,276	85,812	17,162
尾道市	64,798	3,239,900	2,267,930	809,975	161,995
福山市	210,069	10,603,450	7,422,416	2,650,862	530,172
府中市	17,294	864,700	605,290	216,175	43,235
神石高原町	3,915	195,750	137,026	48,937	9,787
三次市	23,550	1,177,500	824,250	294,375	58,875
庄原市	15,435	771,750	540,226	192,937	38,587
呉市	109,512	5,475,600	3,832,920	1,368,900	273,780
合計	757,348	37,867,400	26,507,198	9,466,841	1,893,361

(注1) 公衛協区分は、令和3年4月1日現在

(注2) 世帯数は、令和2年7月31日現在の住民基本台帳による数値

平成24年7月9日住民基本台帳法の改正により、外国人も適用対象

(注3) 配分基本額＝50円×世帯数

公衛協分担金について

公衛協分担金の要領は、次のとおりです。次頁に、令和2年度市町別分担金を示します。

■ 分担金の使途

地域活動支援のために事業費として、主に代表者会議の運営経費に使用する。
(代表者会議定例会・専門部会・事務担当者会議・ブロック会議の運営など)

■ 分担金納入方法・期日

令和2年度当初に請求書を送付、専用の振込用紙を利用の上、令和3年9月24日(金)までに納入する。

* 情報紙「環境と健康」の請求額決定後、令和2年7月2日に併せて発送しました。

■ 分担金の算出方法

各公衛協あたりの分担金は、人口1人あたり1円として算出する(100円未満は切捨て)

* 令和3年度の各市町公衛協の納入額は、次のページに掲載。

公衛協分担金のあらし

昭和32年 : 広島県地区衛生組織連合会を設立(任意団体)
昭和34年3月 : 市町村公衛協の分担金制度を議決し、自主財源を確保
昭和36年 : 社団法人広島県地区衛生組織連合会を設立

平成7年 : 財団法人広島県環境保健協会を設立(財団法人への組織替え)
平成24年 : 均等割(20,000円)を廃止

○ 分担金の算出方法
均等割 20,000円
人口割 人口1人当たり1円として
均等割+人口割で算出する(100円未満は切り捨て)

平成24年7月 : 住民基本台帳法の一部改正に伴い、分担金の算定基準となる人口に外国人が含まれる

平成25年4月 : 一般財団法人広島県環境保健協会に名称を変更する

No	公衛協名	人 口 (令和2年7月末 現在)	令和3年度 分担金	(参考)	
				人 口 (令和元年7月末現在)	令和2年度 分担金
1	府中町	52,062	52,000	52,187	52,100
2	海田町	30,197	30,100	30,024	30,000
3	熊野町	23,814	23,800	24,008	24,000
4	坂町	13,016	13,000	13,052	13,000
5	江田島市	22,583	22,500	23,103	23,100
6	竹原市	24,789	24,700	25,260	25,200
7	大崎上島町	7,405	7,400	7,507	7,500
8	大竹市	26,693	26,600	26,879	26,800
9	廿日市市	76,018	76,000	75,968	75,900
10	廿日市市大野	29,434	29,400	29,329	29,300
11	廿日市市佐伯	9,481	9,400	9,673	9,600
12	廿日市市吉和	620	600	627	600
13	廿日市市宮島	1,521	1,500	1,570	1,500
14	安芸太田町	6,069	6,000	6,174	6,100
15	北広島町	18,306	18,300	18,638	18,600
16	安芸高田市	28,134	28,100	28,597	28,500
17	東広島市	189,016	189,000	188,049	188,000
18	三原市	92,440	92,400	93,402	93,400
19	世羅町	15,827	15,800	16,130	16,100
20	尾道市	134,960	134,900	136,570	136,500
21	福山市	467,527	467,500	469,135	469,100
22	府中市	38,384	38,300	39,203	39,200
23	神石高原町	8,764	8,700	8,971	8,900
24	三次市	51,423	51,400	52,084	52,000
25	庄原市	34,395	34,300	35,083	35,000
26	呉市	219,460	219,400	222,943	222,900
合 計		1,622,338	1,621,100	1,634,166	1,632,900

●公衛協区分は令和3年4月1日現在

●人口は、令和2年7月31日現在の住民基本台帳による数値

MEMO



